

とはわかりませんので、普通の常識を持つている者がわかるように、技術的な点を解説しながら、一つ御説明願いたいと思います。

○政治家（坂本義大君）がたいむ本

部長参りましたので、おきの御質問にお答えさせていただいてから、説明いたしたいと思います。

○説明員(武内征平君) OSP船の船
価につきまして御説明申し上げます。
三月二十九日のこの資料がお手元に
参っておりますが、これに従いまして

御説明をいたします

が……。

僕の質問の要旨が徹底していないか

ら。今説明を聞いてですね、一番艦と二番艦の間に千三百万円ほどの開きが

ある。その差はどうして出たかという質問をしたんです。それはわかつたんですね。それで、次の質問は、この設計費が占めるパーセントですね、船価と設計費とのそのパーセント、並びにそことのときの金額を尋ねているわけです。

○説明員(武内征平君) 設計委託費

は、一艦につきまして千七百四十九万

六千円でござります
一編にござまし
て、一千七百四十九万六千円でござい

卷之三

二番艦、同じ艦を作るのに両方に設計

費を払うわけですか。

○説明員(武内征平) たたいま申しましたのは、このトータルの約三千四

百八十万何がしの設計費は、一本とい
たしまして、防衛庁が船舶設計協会に
委託をいたしまして、それで一つの契

大体同じような何が出ておりませんか? ども、一番艦の三井との契約は、御承知のように、三井長崎と浦賀の指名隨契でございます。それから、第二番艦の方の場合におきましては、これは御承知のように、三井長崎と浦賀の指名隨契でございます。従いまして、そこに競争のファクターがござる関係があると思います。多少のその間ににおける材料等の値上がり、値下がり等もあると思いますが、主としてこの関係だろうと思います。

○須藤五郎君 ここに私たち疑惑を持つわけなんですね。一番艦、二番艦、同じ型の艦です。同じ性能を持った艦です。しかも、設計費は一番艦の中に含まれておるわけです。だから、安いと言えうだらうと思って、私は先ほどの設計費の金額を尋ねておるわけなんですよ。普通、これよりもトン数の多い艦を造るわけですが。ところが、一番艦の間に八千万円も開きがあるということは、どうもわれわれはふに落ちない。もしも安くきて同じものができたならば、なぜ安い値でさせないか。国費です。八千万円もむだな金を使う必要がない。同じ所で――そりゃして競争したからと言うが、それじゃやめさせてすべての艦を競争させないか、入れさせないか。一つはたくさんの中からやつて指名でさして、あとはこういふふうに競争をして、そうして同じ艦を作る。こういう点が、私はあんたたゞのやり方としてふに落ちぬ点です。こはどういうふうに説明なさるおつくりですか。

は、船の発注につきまして、競争入札に付するかあるいは隨契にするかといふことにつきましては、いろいろ当初から慎重に検討してきましたのであります。大體、見積もり合わせ隨契といふことを選びました。これは会計法上、確に基づきまして、長官が特命隨契といふふうに御決定になる。その理由につきましてはいろいろあると思います。何回かやつております。艦を競争させることにつきましては、確かに価格は安くなるということになりますがけれども、艦といふものは、御承知のように、場合によつては非常事態になります。向かわなければならぬということで、性能を非常に尊ぶものでござります。また、この建造にあたりまして、船会社が手を抜くが抜かないかといふことは、ただ監督だけではよくわからないといったような種類のものでござります。それからまた、会計法にあります監督が十分できないといふようなものでもありますので、それで大体監督艦等につきましては、特命隨契の線を出してきておるわけであります。ときによりまして、このOSP艦のごときを隨契でありますけれども、見積もり合わせ隨契ということは、競争のフックターによって安くなりますけれども、はたしてこれが安からう悪からうといつたような結果になりはしないだろうかというようなことも心配されるということで、いろいろ研究の結果、特命隨契という場合が多いのでござります。

悪かろうなら、なぜ高い金を出していいのを作らないか、そういうことですよ。競争したら、値段は下がるかもしれませんけれども、ものはよくならないぬ。——それじゃ、なぜ最初の一一番艦を作った造船所に同じ値段で二番艦を作らせないか。八千何百万円も安く三菱にさして同じものができるならば、三菱と同じような値段でさしたらどうだ。値段が安くなつて悪くなれば、なぜ同じものを作るのだということを私は言いたいわけなんです。そこをどういうふうに説明するかですよ。そういうふうに一番艦と二番艦の間には、わずか八億かそこらの金で一割にも近い金が安くなつたり高くなつたりするところにわれわれ疑惑を持つわけですよ。そういうことに対する説明をあんたしてくれといふのです。今のようないい説明では、何ら説明にならないですね、それは。それはお笑いのですよ、そんな説明じゃ。答えて下さい。

機の費用、それから残りの百八十機につきましての材料費、この材料費につきましては大体全体の四〇%を日本国内で国産するという計算で計上いたしております。これが合計いたしまして一機当たり平均四十七万一千五百八十一ドル。それから次に、官給品費と書いてあります。これはエンジンあるいはFCS——FCSと申しますのは、火器管制装置といいますか、ナサールのことであります。その他搭載の通信機、こういったものは官給品、防衛庁の方で官給することになりますので、その分につきましての費用、これが平均いたしまして四十六万六千八百九十八ドル。それから、「その他」の項であります、「その他」は、これはロットキードから材料等を輸送いたしまして輸送費、及び日本側の会社におけるところの技術費、それから一般管理費、利益、これが入っておりまして、これを総計いたしますと、一機当たり七万八千五百五十三ドルになる。これを総計いたしますと、百十二万八千五百九十九ドルになると、こういうことあります。

の場合におきまして、特にナサールを積むことにいたしましたので、従来の 104°C にはほかの火器管制装置が載つておりましたので、さらに日本に必要なナサールにいたしましたので、そのための設計変更、これが大部分であります。そして、その開発費の内訳、これはなかなかやるわけに参りません。これは向こうもなかなか申しませんので、大体從来の開発費等とも比べまして、向こうの値段を開きまして、それに対しまして、いろいろ西独、カナダ等の例とも比較して、なお西独、カナダ等の開発費をどうするかといったような問題につきまして、いろいろ交渉をいたしまして、相当の値引きをしたのであります。が、そのままで原価計算は、われわれといたしましては、実際に現場につきましてこれを計算することはできませんわけです。

○木村福八郎君 それから、FCCSでなつてゐるのですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 全天候のものになつております。

○木村福八郎君 それから、「その他」の中の一般管理費及び利益、これは、利益といふのはどのくらいの見積もりになつておりますか。

○政府委員(塚本敏夫君) これは、具体的にこの場合の利益を幾ら見たかといふことにつきましては、まだ契約前でありますので、差し控えたいと思ひますが、大体、普通、航空機の場合におきましては、全体の価格の一・二%ないし一八%くらいのところで契約ができております。

○木村福八郎君 まだ契約していないというお話をですが、前に源田さんがアメリカから帰つてきまして、青森の方にカン詰めになつていいろいろ計算して、そして国防会議に出席されて、何か数時間のうちにきまつてしまつたといふのですね。そのときに、ロツキードを採用するということがきまつたと同時に、これを新三菱重工業の方に注文するということともきめられてしまつた。そうして発表されました。ですから、新三菱重工業に発注することにきまつてゐるわけですが、その契約はまだしてないといふことは、どういうことなのでですか。

○政府委員(塚本敏夫君) これは、御承知のように、予算の要求の段階であります。この予算が通りますれば、具体的には調達実施本部の方で担当会社と折衝いたしまして、値段をきめ

る、こういう段取りになるわけであります。
○木村禪八郎君 それにしても、原価計算が出てゐるのでしょうか。原価計算が出てゐるのに、利益をどのくらいと見積もるということが出でてこなければ、この原価計算は出でこないはずです。
原価計算は、一応、予算の仕様といたしましては、われわれといたしましてやつておりますが、これを言いますと、向こうは利益まで全部がんばるといふことになりますので、その利益の点はごかんべん願いたい、かように考えておる次第であります。
○木村禪八郎君 このロッキードの値段は、西ドイツよりは安いわけです。西ドイツの方はNATO諸国の方にも供給する、だから量産できるので、高くとも、利益はかなりある。日本の場合、今後、日本で使うだけではなくて、輸出用みたいに量産するといふことはうな、そういう考ははないのですか。
○政府委員(塚本敏夫君) 量産いたしまして輸出するかどうか、これは防衛庁といたしましては、そういうことは考えておりませんが、たとえば、ほかの飛行機につきまして防衛庁で発注したものをつけりpin向けに輸出ができるたというような例はあります。これはその会社がどういう方針でやるか、今後の問題であろうと思います。防衛庁といたしましては、それに対してどうできれば、その分だけはある程度原価計算に入れて計算するということはあらうと思います。

○木村福八郎君 いわゆる巷間伝えされる植村構想というのがあるのです。財界の植村さんですね。イロア、ガリオアの返済資金、これを利用して、そういうアメリカが日本に兵器を発注しまして、それで一種の域外調達ですか、オフショア・パートナース、それは東南アジアの方に輸出する、それで武器を輸出するというような形ですね、そういうようなことを防衛庁の方でお聞きになつておりますが、どういふ構想を。

○政府委員(塙本敏夫君) 私も植村構想をずっと前にあつたことは承知いたしておりますが、現在のところ、アメリカとしましては、ああいつた構想につきましては一応御破算にいたしまして、そういうことは今後はできない、あくまでコスト・シェアの建前でいくと、こういうような方針になつておるよう承知いたしております。

○木村福八郎君 最後に伺ひます
が、結局、今度の予算に国庫債務負担行為として計上されましたロッキードの予算と、それから艦艇の予算、特にロッキードにつきまして、今予算に計上されている以上に予算がふえるという可能性はございませんか。

○政府委員(塙本敏夫君) ロッキード自体の製作のためには別に予算はふえることはないと思いますが、これを維持いたしますのにいろいろ修繕費用とか、あるいはガソリン代だと、あるいはまたパイロットの養成のための費用とか、あるいはまたこの飛行機を乗りこなすためにいろいろの練習の機会が要るわけあります。そういうものにつきまして別途に調達する必要が

○河野謙三君 それなら、少ない多い
は別として、そういうやはり資料はい
ただけますか。

○政府委員(塚本敏夫君) これはやは
り一整管理費、利益に関しますので、
これから契約をいたしますので、こち
らが幾ら見ているかということは、契
約前にはちょっと公表を差し控えさし
ていただきたいと思います。

○河野謙三君 契約後においては、そ
れは公開できますか。

○政府委員(塚本敏夫君) 契約後にお
いては差しつかえないと思います。

○永末英一君 アメリカ側がロッキー
ドについて持ち分をきめたようですが、
その持ち分の使い方については

大体充てることになると思います。こ
れはさつき申しましたように、先に發
生するものにつきましてなるべく七千

五百万ドルを充てたい、かように考え
ております。

○永末英一君 への方の「開発費」とい
うのは、これから何か開発していくこう

といふものですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 開発費は、
が、当初は、ロッキードで作つております
した米軍向けのものは104Cと申しまし
て、FCS、火器管制装置等がだいぶ

違うております。全天候でもあります
ることになるわけですが、いろいろな面
でござります。そういう面で、大体

ます。

○永末英一君 私は、お聞きしたいの
は、ロッキードについて、相当な部

分についていわゆるアメリカの特許が
ある。従つて、技術的に困難の部分も
あるかも知れぬけれども、そういう意

味で特許料を払わなければ日本で独自
に生産し得ない困難がある。従つて、
この部分がどっちか知りませんけれど
も、われわれがずっとロッキードを持
つ限りは、この部分については日本で

生産できないから、一々ロッキード

のと計算したという御説明でございま
すが、全部エンジンは国産するのです
か。

○政府委員(塚本敏夫君) ロッキード
ができますれば、その後ロッ

キード社に払うものはないわけですが、
います。でき上がった場合に、ロイアル
ティを払うだけあります。ただ、さつきも御説明申し上げましたよう

に、日本でできない部品をロッキード
社から買うという場合はロイアル

ティを払うということになるわけであ
ります。

○永末英一君 機体製作費のうちで、
そのハーデコアといふような日本で聚
集制作困難従つて、こういう部分

は、その部分につきましてはロイアル

ティを払うという意味であるかどうかとい
うことと伺つておるのであります。

○政府委員(塚本敏夫君) ロッキード

ができますれば、その後ロッキード社に
払うものはないわけですが、さつきも御説明申し上げましたよう

に、日本でできない部品をロイアル
ティを払うということになるわけであ
ります。

○永末英一君 機体製作費のうちで、
そのハーデコアといふような日本で聚
集制作困難従つて、こういう部分

は、その部分につきましてはロイアル

ティを払うという意味であるかどうかとい
うことと伺つておるのであります。

○政府委員(塚本敏夫君) ロッキード

ができますれば、その後ロッキード社に
払うものはないわけですが、さつきも御説明申し上げましたよう

に、日本でできない部品をロイアル
ティを払うということになるわけであ
ります。

○永末英一君 先ほど、あとで資料を
いたぐるといふ話ですが、そろやつて
いろいろな新しいものをどの程度国産

するかといふことがはつきりしていな
いということですから、その国産部分

を広げるようになれば、それぞれの設
備を広げなくちやならないし、いろい
ろ変えていかなくちやならない、こう

いうことになりますと、どの程度貸付

を考えておるかといふことは、それに
見合つてでなければまらないと、こう

いふことなんですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 通信機器等

は、これは機体メカニカルは作りません
で、大体下請工場で作ります。ほかの

工場で作ります。そういうものにつき
ては、通信機等につきましては、これか

ましては、防衛省が直接そらいう工場に発注して、それを機体メーカーに配給するという方法でいきたいと思っております。

○永末英一君 通信機ないしは機体の部分について、冶金工業等がわが国ではジェット機を飛ばすだけの材質を作ることに至つておらぬようありますが、そういう面についての融資等は考えておられるのですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 防衛省として、この契約のために、この機体あるいは部分品を作る会社に対して融資をどうするかというところまではあつせんいたしません。これは、われわれが契約の立場にあるわけありますから、向こうは契約を受ける立場でありますから、別に金融のあつせんは、これは通産省であるいはするかと思いま

○永末英一君 あなたの方は作られる、こういうだけの話かもしれません

が、ロッキードが一応六年後に仕立て上がつたとして、いろいろな修理をする、補修をするという問題が起つた

場合に、一番その致命的な部分、それがなくちやロッキードが飛ばないのであることになると、困りませんか。

○政府委員(塚本敏夫君) 四〇%でな

るべくそういうことがないように、経済的に、あるいはまたロッキード^{104丁}を維持するためにじょつちゅう取りか

れる必要がある部品、そういうたるものとなるべく選んで国産化をいたしたいと思つております。

○木村禪八郎君 ナサールはどうです

先ほど永末委員の質問に対しても、米国支給工具ですね、こういふものは七千五百万ドルのアメリカの援助分から支給されることになつておるのか、その点が一つと、それから装備品につきまして、ナサールだけは閣議できましたのです。ほかの装備品につきましてはきまらないのに、ナサールだけどうして閣議できめて、ほかのものはきめないのか。この二点をちょっと聞かせて下さい。

○政府委員(塚本敏夫君) さつき工具をちょっと申しましたのは、例を申しますのであります、アメリカとしては、七千五百万ドルをどういう費用に充ててもよろしいと、こう言つておるまでは、ロッキード社で早くできる

○木村禪八郎君 その内容は資料としていただけますか。

○政府委員(塚本敏夫君) 火器管制装置以外の通信機、あるいは航法装置、あるいは敵味方識別機、こういう三つのものがありますが、この品目はちょっとまだ秘密になつておりますので、品目にいろいろ番号がついておりまして、ロッキード社で早くできる

○政府委員(塚本敏夫君) ちょっとと申しまして、火器管制装置以外の通信機、航法装置、敵味方識別機、この三種がありますので、その程度で御勘弁願いたいと思います。

○委員長(杉山昌作君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山昌作君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めます。

○説明員(三井太信君) 通産省といつましても、三十三年度予算でインド西ベンガル地方における中小企業機械センター、マレーにおきます木工センター、この二つの予算がついたわけでございますが、直ちに六月調査團を派遣いたしまして先方と下交渉を行なつたわけですが、これは御承知の

○須藤五郎君 これが三十三年度に協定に至らなかつたということがござりますが、その相手國と協定に至らなかつた、協定を結ぶことができなかつた理由を、一つ説明してもらいたいと

思います。

○説明員(三井太信君) 通産省といつましても、三十三年度予算で印度西ベンガル地方における中小企業機械センター、マレーにおきます木工セン

府等に対する譲与等に関する法律案を審議いたします。

前回に引き続き、質疑のある方は發言を願います。

○須藤五郎君 これが三十三年度に協定に至らなかつたということがござりますが、その相手國と協定に至らなかつた理由を、一つ説明してもらいたいと

思います。

○委員長(杉山昌作君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致でござります。

○委員長(杉山昌作君) もつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(杉山昌作君) なれば、

○委員長(杉山昌作君)

交渉の余地が残つておりますので、ま

措置になるわけでもないですが、これ

なるわけであります。ただ、インド

しまう。インド以外の国におきまして

に進んでおると思ひます。ただ、こつ

だ協定締結には至つておりません。
○須藤五郎君 相手国との援助の内容を、一つ説明してもらいたいと思います。

○説明員(三井太佑君) 協定の内容で
どうぞよろしくおねがいします。

○須藤五郎君 拠助の内容です。

整いましたベンガルの技術センターの

例を申し上げますと、金額でいきますと、総額で、わが方が提供します設備

及び技術者のサービス、これが両者

で、三十三年度約七千万円、三十四年度約二億三千万円でござりますから、

約三億の設備及びサービスを提供いた

します。設備にこだましでは、おもに機械設備でござります。建屋は向こう

が持つわけでございます。技術者につ

きましては、約二十人の技術者をわれ

へ。これによって、回りのセンター

ができますと、約六十名の研修生が、府から選ばれまして研修を受けます。

わが方の技術者は、約三年間先方に連

在いたしまして、訓練をするわけですが、それから、設備その他は、

現在の法規におきましては無償で無垢

限貸与という形を現在とつてゐるわざでござりますが、この法律が通れば、

これは無償譲渡するわけでございま

す。三年後におきましては、契約は、雨國の、それが半年前ご通告しな

武田のいすれかが三ヶ月前に通告した限りにおきましては、計画はずつと禁

くわけでございますが、両国のいすゞ

かが半年前はアグリ・カンパニーのおせりを通告いたしましたと、約三年をも

て期限が切れる。その後においては、設備機材一切はインド政府側の任意

第五部 大蔵委員会会議録第十一号

昭和三十五年三月二十九日 【參議院】

の場合におきましては、私が先ほど申した上にござります。ただ、イングランド側がボンベイにおいてセントラルの運営を日本側が投しまして、ベンガルにセントラルを作るわけでありまして、ほんと同様の規模のものがニューデリーの近くでドイツが援助しております。また、ほぼ同一の規模のものがアメリカから来ておりまして、約三億円の資金でドーラスがボンベイにおいてセントラルの運営をやつております。また、これもイングランド側からの情報によりますと、マドラスにおいてやはりフランスがセントラルを作りたい企画があるそうであります。その内容を見ますと、いずれも大企業というより、むしろインドにおける中小の主として機械関係の企業の育成をはかつておるようになります。そこで、インド側の意図といたしましては、ドイツがやつておりますのは主として工作機関係の中小企業の育成に使う、わが方の締結いたしましたセントラルは、主として産業機械関係に使うといふ、米国のは鋳造、鍛造関係、これもまだ未決定だと思いますが、フランスのセントラルは主として精密機械関係に使うという話を聞いております。

は、その産業構造から必然的に技術援助の対象は中小企業になる、こういったものと私は承知いたしております。○須藤五郎君 そうすると、中小企業に傾いているということは、結局、日本の方針ではなく、受け入れる相手の方針である、こういうふうに考えていいわけですか。

○説明員(三井太佑君) そうございります。私ども、すべて向こう側が日本側の援助を期待するのは、全部とは申しませんが、大部分が中小企業畠でございます。ただ、そのほか通信とか鉄道とかいうサービス部門でも要求があるようになっております。

○須藤五郎君 向こうから要求する条件でやろう、というのに、うまく協定が運ばないと、ということには、何かほかに原因があるとの違うんですか。

○説明員(三井太佑君) 実際に交渉に当たつてみると、精神的には日本国との技術を大いに援助をしてもらいたい、という気持が強いわけであります。が、今申しましたように、政府部内において、日本が全額を提供するわけございませんので、両者のジョイント・プロジェクトの方が優先すべきではないかとか、対象の業種については、民族的な問題もあるので、もう少し考慮すべきではないかというような、いろいろと意見が出てきて、そのためには伸びておる場合があるのであります。インドの場合は、おきましては、第一次五ヵ年計画における中小企業育成分野のワクの中に入りましたので、これは比較的順調

○須藤五郎君 私たちが心配しておるには、こういうことを聞くわけです。これがうまくいかない裏には、向こうから非常に警戒をされておるんじゃないかということです。というのが、かつての大東亜共栄圏のようないいえ、日本が技術協力に名を借りて、日本帝国主義のいわゆる進出だと、この近新安保条約によつて日本はアジアの孤児化をとどめるような現状において、非常に警戒されておる。そのためにもうまくこの協定が締結に至らないんだとういうふうなことを、やはり聞くわけですね。そして私たちには心配をしておるわけなんですが、そういうことはいさざかありませんか。

○説明員(三井太佑君) 私どもが折衝に当たった限度では、ございませんんでした。ただ、もっと漠然たる形で、彼らとしては、二国間の協定よりも、むしろ国連とかそういうひものないものの方がより好ましいと考えているのがなきにしもあらずといふ、これは印象でございまして、たゞ日本が、かつての侵略者たる日本云々というよくなことに接したことは当然ございませんでした。

○須藤五郎君 私はこれでやめますが、私たちが心配をしておる向がいがさきかないといふわけでもない。だから、日本の、われわれがアメリカから港のために意外に交渉が長びく場合がございます。

援助を受ける場合も、ひもつきの援助は反対をしておるわけです。ひもつきの援助というものはすべき性質のものじやないんです。これは帝国主義的なにおいのするもの。ところが、日本が今やろうとしておるそれにもひもがつきたなということを、相手国はキャッチしているわけです。だから、日本とアメリカの国の二国間でやるわけじやない、国連を通してひものつかぬ援助にしてもらいたいといふ要

を奉じまして、まだ勉強の足らぬ点もありますが、私が今まで承知しております点におきましては、ひもつきの援助だといふので東南アジアの被援助國が非常に警戒しているということは、そういう事実はないと思います。それから、さつき御質問がございました交渉は非常におくれている。――これは何分相手国がございまして、たとえば技術者とか専門家を出す場合に向こうにおけるいろいろな待遇問題がございります。そういう問題があつて、御承知

のように、東南アジアの国におきまして十全な協定をとにかく作らなければ、うまく國は發展しない、またこの協定を作る場合には、何とかして十全な協定をとにかく作らなければ、なかなかこちらの思うように能率的に運ばないといふようなことで、いかぬ、そういうよろな意味におきまして、多少時日が延びるということは申上げる。そういう方針を堅持してもらいたいということです。

○説明員(三井太佑君) ただいまのお言葉は、非常にわれわれとしても尊重いたしたいと存じます、この契約の締結にあたりましても、少なくとも三年後においては全然ひものつかない形で向こうが運営していく。また、内容につきましても、こちらが強制がましいことはあまり申しておりません。ただ、わが方が金を出す、ある程度出たままで、提供する機材、人間

をつければ、今通産省の三井課長からお話をございましたが、今東南アジア、それから中近東、これからラテン・アメリカ、そういう後進地域におきまして、日本は唯一のアジアの先進国である。日本の技術といふものは非常に進んでおるというわけで、日本に對する技術協力あるいは経済協力の要望は非常にたくさんございます。ことに東南アジア諸国におきましては、生の御質問を伺いまして、非常に感銘しておられます。ただ、私、最近この職

を後進国に対する開発のためにやる必

要がある、こう私は言つてゐる。

書いてないのだから、だから、法律か

お話をございましたが、私が承知してあります限りにおきましては、むしろ

もういアシア民族でこれほど機械的にも進んでおる國から、同じ受けたならばかり、その物品という言葉が、たとえ

ばこういう國から一つ受けたいという氣運が非常に盛んになってきておる。

それから、中小企業の問題だけじやございませんでして、たとえば電気通信なんかの問題につきましても日本の援助を受けたい、それから農業だと、漁業なんかの技術も受けたい、そういう多方面にわたる援助の希望がございります。ところが、何分にも予算が限定されておりまして、それでその範囲で徐々にやっていきたい、こういう方針であるように私は考えております。

○須藤五郎君 外務省としてはそう答へざるを得ないだろうと思う。しかし、外務省と通産省の答弁にいささかニーアンスの違いというものがある。それで、僕らも外務省が言ふ通りなら、そこには、非常にけつこうだと思うのです。が、これにつきましてのデータは目下集めております。いずれ諸先生の御参考になるよう配付といいますか、差し上げたいと思つております。

○大矢正君 この「經濟及び技術協力」のため必要な物品」という、この「物品」についてですが、技術協力をするための必要な段階が来ると思うのです。まともたですね、一つの設備といふ場合が出てくる。そういうよろな設備といつても、向こうがやれないといふもののが入るのか入らないのか。それが、たとえば技術協力をやりたいものがなければ、技術協力をやりたいの中に入るのか入らないのか。

○政府委員(小熊翠次君) この法案の目的といたします場合におきましては、大体におきまして、外國にセンターをこしらえる場合におきまして、建屋といふよななものにつきましては、先ほど御説明がございましたように、向こうが提供いたしますが、こちらは主として機械類を持つて参るわけになります。この機械類を持つていく段階におきましては、これはすべて物品になるわけでござります。向こうで備えつけますと、それはまあ全体と

いうことを言っておるかもわからぬが、すべてのアジア諸國がそういう気持ちを持つていいといふことは、外務省も知つていなくちゃいけない。そうして、私がさつき言つたように、ひものつかないような——われわれもひもをつけられることは不愉快千万だ。それはあなたも同じだと思います。だから、あるいは会計法の段階の取り扱いといふことは、これは向こうの手に渡る段階におきましては、物品、財政法として、「海外技術センター」の設置等に必要なのは、この提案理由の説明には、目的と何でも譲りできると書いてあるのだから。それは将来問題が起きてこないですか。これは国会の、われわれが押さえ限界を越えてしまったのだから、この法律ができると、たとえば十億になつても二十億になつても、物品だけでも譲りできるといつた。たとえば十億といつて無償で譲りすることが幾らでもできるわけなんです、政府で。どこが

○説明員(森木千九郎君) ただいま先生の御質問を伺いまして、非常に感銘しておられます。ただ、私、最近この職

を奉じまして、まだ勉強の足らぬ点もありますが、私が今まで承知してあります点におきましては、ひもつきの援助だといふので東南アジアの被援助國が非常に警戒しているということは、そういう事実はないと思います。それから、さつき御質問がございました交渉は非常におくれている。――これは何分相手国がございまして、たとえば技術者とか専門家を出す場合に

におけるいろいろな待遇問題がございります。そういう問題があつて、御承知

のように、東南アジアの国におきまして十全な協定をとにかく作らなければ、なかなかこちらの思うように能率的に運ばないといふようなことで、いかぬ、そういうよろな意味におきまして、多少時日が延びるということは申上げる。そういう方針を堅持してもらいたいということです。

○説明員(三井太佑君) ただいまのお言葉は、非常にわれわれとしても尊重いたしたいと存じます、この契約の締結にあたりましても、少なくとも三年後においては全然ひものつかない形で向こうが運営していく。また、内容につきましても、こちらが強制がましいことはあまり申しておりません。ただ、わが方が金を出す、ある程度出たままで、提供する機材、人間

ども、僕はその点で、何も根本的に経済協力や技術協力をすることはいけないというのではなくて、そういう面には大いに協力しなければいかぬが、この法律からいえば、そういう状態が起るのじゃないかという心配があるので、その点はどうですか。

○大矢正君 そうすると、かりに外國と協定を結んで、こういう技術協力をやるということで、物品は何だというようになつた場合には、それは結果、予算で全部承認をされた以降でなければ実施できないことになるのですか。
○政府委員(小熊幸次君) はい。

ると思われるのです。
こういう経済、特に
措置について大事も
うのであります。今
しても、日本の技術
されておるので、
へ行く日本の技術者
へ、これら、自分の

あります。しかし、私は、技術協力のためのことは語学だと思はることは語学だと思ふ。向こうへ行つてみます。

と申しますか、実際の実際、英語の堪りります。ましても英語の才が、東成

すか、向こうで、
際の運営に当たる
直接訓練に当たり、
能な人を選びた。

理事と申します
る人、向こう
る人、これは
いと思ってお
技術者に対し
ある程度の
と申します

○委員長(伊藤) は、先例に任願いたい旨を述べた。議論の問題は、なほ、諸君の意見をうかがいたい。

「ななし」と呼ぶ者あり】
〔杉山昌作君〕 御異議ないとい
う決定いたします。

○政府委員（小熊幸次君） 経済及び技術協力のために必要な物品を相手方政府に対しまして無償で譲与する、あるいは低い価格で譲渡するというような場合におきましては、これはもちろん予算に計上いたしまして国会の御審議をそのつど得るわけでございます。従いまして、必要な金額のめどにつきましては、これは予算で御審議を受けることになります。その予算で、御審議を受けました予算の執行といったしまして、国外におきましていろいろな資材とか器具とか、そういうものを購入するわけでござりますが、それをおきまして、法律に基づかなければなりません。そういうものを無償で譲与するということにつきましては、財政法の九条によつて、法律に基づかなければなりません。こういうことになつておりますから、その法律がこの今御審議を願つておる法律に該当するわけでございます。従いまして、ただいまの御質問の、大きな金額でもたゞやれるじやないか、政府がこの法律に基づいてどんどんできるじやないかといふ話でございますが、しかし、われわれよりましては、別途予算措置等によりまして国会の御審議を受ける、その際におきまして金額のめどがつく、こういうふうに考えております。そういうふうに乱用されると、いふことはないと思います。

○大矢正義 それから、もう一つ、たゞ一例であります。たゞ一例であります。たゞ一例であります。
とえば物品を、技術者の教育とか養成とか、いろいろな意味で使う分であれ
ばけつこうだけれども、それが現実問題として、一たん向こうへ譲与され
たものが、外國政府がそれを民間の企業にやつて生産のために使うというよう
な場合もなきにしもあらずだと私は思
うのです。そういう場合は、たゞ一例であります。
とえば外國との協定をする場合に話し
合いとか何かしておるのか。
○説明員(三井太信君) すでに協定の
サインのできました西ベンガルの例に
おきましては、わが方が、協定が無効
になつた——協定が三年たちますと、
一方が通告すると無効になるわけでござ
いますが、その後においてもこの
機材を研修の目的、本目的にそぐわよ
うな目的に日本側は使用する、このこ
とは、協定にはうたいませんので、こ
れはこちら側の日本政府代表とインド
側の代表との交換文書によつてやつて
おります。ただ、スクラップになるこ
ろまで、スクラップとして処理すると
いうことならば、これは別でございま
す。
○平林剛君 私は一つだけお尋ねいた
しておきたいと思うのですが、後進国
開発を促進するための技術協力指導等、
こういふ措置は現在世界各団が競つて
やつておることで、わが國もおそまき
ながらこれらの措置をとらうとしてお

○委員長　さいます。もつて、ものと決まります。

（杉山昌作君）――の点は予算の積算の実際の衝に当たります。今まで、非常に御異議ございませんしと呼ぶ者も考慮しなければなりません。今のことより討論に入りまして、賛否を明らかに御議ございませんしと呼ぶ者も衆議院送付案の通する事に賛成です。――別に御議ございませんしと呼ぶ者も衆議院送付案の通する事に賛成です。

はかに御発言の
舞は尽きたと
思ひませんか。
〔あり〕

杉山昌作君) 次に、補助金制度に対する意見であります。この補助金の臨時特例に関する法律案は、毎回政府から提出をされておりますが、私はそのつど政府の立場を理解するため、積極的な努力をいたしておられます。今回もまた、多少内容の変更があるに過ぎませんけれども、同様な措置をされようとしたとしておりましたことに遺憾に思えておるのであります。

昌は、インドのヘンカル・センターに特に大きいセンターでありまして、二十人から派遣いたしますこの中の数人の幕幹になる技術者は、英語の、堪能で、というと非常に選抜範囲が狭まつて、まいりますが、少なくとも、英語を解きなれる人、少なくとも、日本から行く田舎

○委員長　さいますもつて衆るものと決

するに賛成す。

の方の御挙式

をいたしてはどうなつて
○説明員(補助金の今
説明申しあげます)

方円の経費と申しますのは、
佐々木達夫君　ただいまの
吉理化のための件について御
上げます。

これは資料として提出いたしました民間有識者に対する補助金実態調査の関係の経費でございまして、そのほかに大蔵省の主計局、特に財務局部の主計課を通じまして、補助金の実態調査、それから立会その他の事務をやっておられます。その他の経費がそのほかにございまして、その経費が、補助金の実態調査関係では、昭和三十四年度千五百三十三万六千円でございます。これらの経費を、財務局の千五百二十三万六千円の経費は、それから補助金を予算に計上する際のいろいろの問題点その他を、財務局及び財務部の主計課を通じて実態を明らかにし、それを予算の編成及び予算の執行に適用いたしまして合理化させていくという経費でございます。大体毎年二十五科目ないし三十科目の補助金に関して財務局を通じてやつておるわけでござります。

○平林剛君 今おあげになつた数字

は、これはいわゆる通常経費に属する

もので、毎年々々、これは努力をして

いるといふわけではありませんけれども、その成果といいますか、結論と

いうものは、われわれが委員会で遺憾

の意を表しておる程度に終わつておる

のです。ただ、ことし——今回はちょっと珍しいことをやつておるようで、学

識経験者に委嘱をしておやりになつた

ところと、その努力は私は認めてい

るのです。しかし、その予算が、今言

われた二百六十万六千円を一応組ま

れておるが、実際使つた金額、この新た

な努力に対する経費といふものは非常

に少ないのではないかというふうに理

解しておる。これは裏からいえば、調

査を委嘱したこれらの委員が、実際の調査を行なうというふうに書いてありますけれども、具体的には、どうも忙しそうな人ばかりで、ここに報告資料として出されたように動いたかどうかということを疑問に思つておられるのです。実際にはこれらの方から立会その他の事務をやっておられます。その他の経費がそのほかにございまして、その経費が、補助金の実態調査関係では、昭和三十四年度千五百三十三万六千円でございます。これらの経費を、財務局の千五百二十三万六千円の経費は、それから補助金を予算に計上する際のいろいろの問題点があつましたり、それから補助金を予算に計上する際のいろいろの問題点その他を、財務局及び財務部の主計課を通じて実態を明らかにし、それを予算の編成及び予算の執行に適用いたしまして合理化させていくといふ経費でございます。大体毎年二十五科目ないし三十科目の補助金に関して財務局を通じてやつておるわけでござります。

○説明員(佐々木達夫君) お答え申します。これらの委員が直接現地に行つてお調べになつたのかどうかという点も、それではあわせて明らかにしておいていただきたい。

○説明員(佐々木達夫君) お答え申します。これらの委員の方々が、ここに

資料として御提出しました実地調査、

大阪、宮城、茨城、栃木、埼玉、千

葉、和歌山の七府県の現地に参りました

て、青年学級、高等学校産業教育施

設、保健所、保育所、新農村建設地

区、中小農家向け家畜預託事業、中小

企業設備近代化の七つの補助金につき

まして、実地に見学いたしましたが、

現在のやり方といたしましては、全委員がそれぞれ班に分かれまして、現地におもむきまして、現地の状況を調査いたしましたという状況でございま

す。

○平林剛君 私はこまかいことを知つておるのですけれども、ただ、言わん

としておるところをあなた方は察して

もらわなければ困ると思うのです。一

回程度現地に行って、そろしてまあ団

会でやいやいやわれるから形をつけた

といふ方向に向かつちやいかないので

すよ。だから、そういう意味でせつか

く予算を組まれたならば、これが有

効に活用されるようだ、ただ会議でや

る、それも持ち回りでやるとかいろいろ便益的なことで、形だけを作ると

いうやり方はやめてもらいたい、こう

いうことを言つておるのです。

そこで、この間、私は予算委員会の

分科会で、文部省にあなたの方から今

おあがけになつた青年学級、高等学校産

業教育施設等について見解を尋ねたの

です。大蔵省が主体になつてやつてい

るところの学識経験者の調査によつ

て、それそれその点欠ける点があること

を指摘をされておるが、どうかという

ことを質問いたしましたら、私どもは

そういうお話を一向存じません、こう

いうのですね。しかし、新聞にもこれ

は出でていて、今年の予算編成の中でも

かなり議論したはずだけれども、あな

たが知らないといふわけはない、じや

ないかと言つたら、そうしたら、私は

まだこのことについてはよくお聞きい

たしております。それまた、これ

たが知らないといふわけはない、じや

ないかと言つたら、そうしたら、私は

まだこのことについてはよくお聞きい

たおります。それまた、これ

ここに各委員が熱心に調査をして指摘されましても、整理の合理化が進まないという結果になつてはいるのです。忙しい最中に、もうせつからくもらつた予算だからといひので、補助金の行政の基礎条件の調査も十分でなければ、認識も不十分のまま、ある慣行、從来こうやってきたから、これは今まで通りといふに早々の間にきめられていく、ここに補助金の法律が毎年同じようになつてくる私は最大の原因があるのじゃないかと、こう思うのですけれども、そういうようなことについての政府は何らかの措置をしなければならぬと思いますが、政務次官、いかがでしょう。

この点につきましては、さらにわれわれは引き継ぎまして、この変則的な事態を解消するために、さらに現地調査等も十二分にいたしまして、また、ただ事務当局だけにまかさずということではなくて、各閣僚が熱意を持つて連絡いたしまして、また各省の首脳とも十二分に連絡いたしまして、万事熱意を持ってこの問題の解決に当たりたい、そうして長期的な補助金制度の合理化をはかりたいと存じます。

○平林剛君 ことし、まあとにかく民間の有識者何名かを選定して、補助金についての調査を実施したということは、私は一步前進として認めます。だからといって、政府の措置をこれで了解をしたというわけにはいきません。しかし、その努力は認めておるわけであります。これらの措置は恒久的なものにするつもりか、または別途同じような方向で努力をなさる用意をされておるか、この点をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(前田佳都男君) ただいまのお尋ねの点につきましては、現在のところ、こういうふうな姿において今後補助金制度の合理化について検討を続けたいというふうに考えております。しかし、これが運営につきましては、ただいまの平林委員の御意見等も十二分に強力に反映をいたしまして、今後十分所期の目的を達するよう努めたいと思います。

○平林剛君 私は、今後の補助金の実態調査といいますか、今後の方向を見定めるための委員会は、まあ恒久的なものにして運営をしていくということが必要だと思います。しかし、その委

員の選定につきましては、やはり忙しない人で、十分協力できないといつもよりなことはいかぬ。そういう点は、過去においていろいろ経験をされたことを取捨選択をいたしまして、同時にまた、権威のある人でなければならぬといふ注文もあるでしょうけれども、その点は政府でも十分配慮しながら、恒久的なものとして育てていくというやり方をとつてもらいたいと思うのであります。

同時に、私はこの機会に政府に要求をいたしておきたいのであります。が、一つ補助金白書というものを作出したらどうですか。去年から、まあ白書アートムと言われるくらいに、すべてに白書が出ていて、白書の数は、勘定してみたら、十幾つあるのですね。防衛白書、貿易白書、国民何とか白書、労働白書から、まあとにかく白書と名のつくものが最近のはやりです。ところが、補助金だけは白書が出ていない。私は、この補助金の問題はやはり国民にもう少し実態を明らかにするために、その前提として補助金白書といふものを出していく必要があるじゃないか。まあ去年私はこの点しつこく言いましたら、学識経験者の委員会が発足して、その点は多少意図するところを認めたわけありますけれども、さらにこれを国民全般に注意を喚起するという意味で、また各省の協力を求めなければならぬという意味で、大蔵省は補助金白書を作るべきだ、こう思いますけれども、どうですか、約束してくれませんか。

○政府委員(前田佳都男君) ただいまの補助金制度の調査会のあり方につきまして、これを恒久的にすべきである

十分検討をいたしたいと思います。さらにはまた、この委員の選定にあたりまして、御指摘のように経験のない者がいたしまして、委員の選定を考えたいと思います。

さらにまた、補助金白書の発行の点でございますが、補助金白書というような名前のついたものを発行するのがたして妥当であるかどうかと思いまするけれども、とにかく補助金の実態といいまするか、これを十分研究することに便利なそういう資料を何かごらんに入れたいというふうに考えております。

○平林剛君 名前は私はどうでもいいが、最近は白書ブームだから、補助金白書ということをやつていつたらいいじゃないかと思つたので、何か他の方法でも、国民全般がこれを読んで、その実態がわかり、各関係各省も、なるほどそなかといふ点を気づくような努力を、大蔵省は中心になつてすべきである。こういう努力がされるまでは、私は文句を言ひ続ける。法律に対してもどうも賛成しがたいということを中心上げておいて、質問を終わります。

○委員長(杉山昌作君) 二時まで休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時二十五分閉会

○委員長(杉山昌作君) ただいまから委員会を開いたします。

先刻來議題になつております補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案にあわせて、閏税定率

○野瀬勝君　法律案に直接の関係はあるかないか、ともかくとして、関連をして一つ大臣からお伺いしたいと思います。

目下、貿易・為替の自由化の問題については、産業界に相当話題を投げかけておるのですが、この貿易・為替の自由化に対しまして一番不安を持っておるのは農村、それから小さい企業家であって、貿易の自由化は、政府としては大いに推進をしようということに関しては閣議決定をされておるのですが、この自由化を推進すれば非常に國のためには利益になるという点があるのかどうかという点を、一つお伺いしたいと思います。

それから、それに関連をして、この自由化がはやりものみたいなふうになつておるのですけれども、國際世論が自由化の方向をさしておるから、日本もその方向に乗らなければならぬと申されているが、大臣はたびたび、十有余億ドルの保有ができるようになつて日本は健全財政だと強調されてゐる。ドル保有ができる健全財政だと言われておるのに、あえてかような混乱を起こさなければならぬといふ理由はないと思うのです。こういうような点について、この際、大臣からお伺いしておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君)　貿易・為替の自由化の基本的な問題についてのお尋ねでございます。申すまでもないことでござりますが、戦後の各國の経済のあり方、特に自由主義陣営の各國の経済のあり方は、協調を第一に考えて定措置法案を議題いたしまして、質疑を続けます。

が、競争をしつつ、国際協調といふことを強く主張しておるわけであります。これはIMFの思想にいたしましても、あるいは世銀の思想にいたしましても、そういう考え方であります。この意味では、いわゆる経済のプロック化といふものを極端に排撃する。前大戦は経済のプロック化の結果招来されたとまで指摘しておるような状況でございます。そこで、各国とも貿易についての自由化を拡大することによつて、国際的に最も条件のいいものを各國が取り入れ得る、輸入の面から申しますれば、原材料等一番安くいいものをどこからでも取り得るようになります。そうして自國の産業の拡大していく。その自國の産業の拡大に役立たすこと、同時にまた、低開発国等につきましても協力して、これを開拓していく、そして国民生活の向上することにより、世界の平和を確保していくという基本的な考え方にしておるようです。いわゆる国際経済の動向が自由化の方向だと申しますのは、そういう意味の点をさしておると思ひます。

り、多くとまでは申しませんが、当然それに対して差別的な待遇をする、こういう結果になるわけあります。そういうことを考えて参りますと、今後各國がとつておるよるな、この自由化の方向にわが國の經濟を進めていく。その場合に、わが國經濟に役立つような方法で自由化を進めていくといふことをいいます。

そこで、ただいま、自由化して非常に困るのは農村ではないか、あるいは中小企業ではないか、こういうような御懸念が出て参るわけであります。が、自由化が非常に進んだ國におきましては、相手も、その國の農業生産物について完全に自由化を実施するまでには、相当の時間を必要といたしております。時間をするばかりではない、幾多の準備を遂げて、しかも上にしておる。これは基本的に、その産業自身が政府から特別の保護を受けなければ仕事ができないという形のものでございまますから、これに對して特別の保護をとることは当然でございます。農林大臣が各委員の質問に答えて、主食糧を自由化する考えはない、あるいは最近ようやくこれから始めようとしておる酪農製品について、自由化などはまだ考へる時期ではございません、かようにはつきり申しておりますのは、ただいま申しますよる農産物の特質から来るものだと思います。また、わが國農業におきましても、新しい農業部門でこれから國際競争に耐え得るよる力を作らなければならぬ、こういふような農業の面におきましては、もちろん政府はこれに對して保護を加えますから、そういうものが直ちにありますから、

に自由化されるということは考えられないでございます。あるいはまた、中小企業が非常に困るのじやないかといたしまして、どうやら御心配もござります。自由化すれば必ず強い者勝ちになつて、強食弱肉という結果になるだらうから、中小企業は非常に困る、こういうことを御心配になるようでございます。この点については、為替の自由化の面において特段の考慮を払わないと、外資本が導入される結果、わが國産業に非常に重大な影響を与える、こういうことも起り得る。かよろな意味において、貿易の自由化と並行して、これから計画を進めて参ります為替の自由化の面においては、特に中小企業擁護なり、あるいは新しい産業、これを育成強化するという意味においての特別な措置を講じていかなければならぬ、かようには思ひます。

が、総体として申しますならば、糸の原料高ということで、織物の関係は、むしろ中小企業の方々は今日の自由化の波に乗っておる、こういうことが実は言えるのではないかと思います。

今後この自由化の方向に進めて参りますために、ただいま申し上げますと、うな、産業として非常に国際競争力の弱いと考えられる部門については、特段の対策を講じなければならない。その一番はつきりするものが農産品貿易だろうと思います。あるいはまた中小企業、あるいはまた新しく起つてゐる企業、こういうものについての特段の考慮を払うということにしなければならないと思います。同時にまた、もとがわが国の産業を拡大するのに役立たないという意味でありますから、わが国産業に役立つていわゆる原材料等についてのものをわが国に輸入し得るような、そういう道を開くべきだと思います。しかし、原材料と一口に申しますが、わが国の産業との競合が非常にあるだけでは、これはまかねるものではないのでござります。たとえば、巨綿、原綿、原毛といふことを申しますと、原綿、原毛ならば、原産地でいい日本物、いい原材料、綿のいいもの、安いもの、これを貰えばすぐと足りるところに違いない。原綿、原毛についての自由化を考えました場合でも、化繊といわゆる化繊の関係に重大な影響を及ぼすに違いない。原綿、原毛についての自由化を考えましたが、織維関係として必ずしも中小企業の方々は今日の自由化の波に乗つておる、こういうこと

あるいは硫黄であるとか、こういうものについて一体どんな扱い方をするか、こういうような問題が起るわけあります。しかも、ペルプを自由化すれば、おそらく国内産のペルプ業といふものに重大な影響を与えるであろうということが現状でも言えるわけでありますから、そういうことを考えますと、一般的な原則的な自由化ということは、私どもも決意いたしましたが、これを具体化いたしましておきますが、これを具現化いたします場合には、その影響するところがますことに広範であり、それぞれの品目にについて特殊な立場にあると思しますから、その影響度を十分勘案して、それに対する対策を立てるということになるとすればならない、かまうに実は考へるわけであります。

同時に、貿易の自由化が進みますれば、当然これとのうらはらをなす意味での為替の自由化といふものも並行して進めていかなければならぬ。そのための關係を十分調節していくことが必要でありますし、ことにまた、為替の面そのものから見ますと、わが国の金融のあり方は、量質とも國際的な金融のあり方と相当の差違がございますので、これらについての検討も十分していかなければならぬということです。

ところで、この自由化は、ただいま申し上げるように、私どもはこれをやらぬといふが、國の産業が國際的經濟から孤立化することになるだろう、そういうことは、そのことはわが國經濟をの自由化を進めて參りたい。そういう意味で、關係方面で個々の品物等につ

いての具体的な検討を続けておる。だいままで発表いたしておりますのは、対ドル地域に対する六品目の差別化は、対ドル地域に対する六品目の差別化を撤廃するという処置をまず第一に取り上げよう。このドル地域以外においては、これらの品物はすでに自由化された品物であります、ドル地域から入ります場合は、たとえばくす鉄であるとか、あるいは精製ラードであるとか、あるいは皮、原皮、大豆、あるいは銑鉄、こういうものはドル地域から入る場合に、これが為替の割り当てを受けておる。しかし、それ以外の場所から入る場合には、今日でもこれらの品目は自由化されて自由に入ることになつておるわけであります。なぜそういふようになつておるかと申しますと、つい最近までは、この一、二年前までは、いわゆる国際決済のための通貨はドルだったということでございまして、ドル地帯の貿易というものを特に私どもは関心を持って見ていた。ドル以外のたとえばポンド地域というものについては、なるべく、これも決済上の観点から取扱の面をいろいろ気をつけおりましたので、比較的にポンド地域からの輸入あるいは輸出といふことは差別した扱い方をしておる。ところが、最近は、御存じのように、いわゆる通貨の交換性を回復して参りましたので、もうドルもポンドも、あるいはマルクも、これらに区別がなくなつたという状況でございます。従いまして、今日の状況から申せば、ドル地域としからざる地域とを区別する Franklinもマルクも、これらに区別がなくなることは意味をなさなくなるという状況でございますので、今回はドル地域に対する十品目、もうそのうち四つを重

施いたしましたから、残っている六品目、これをできるだけ早い機会に自由化しようということを、実は申しているわけであります。

で、政府におきましては、今年の一月十二日に開闢決定をいたしまして、自由化のおおよそといいますか、非常にラフな考え方のものを発表いたしております。その碎けたものが、たゞいま申すドル地域に対する六品目、またその他コーヒー豆、その他比較的軽微な品種約三百種類のものをA.A制にするということを、この四月以降するということで計画を立て、その他のものも今後順次具体的な計画を進めていく。そうして大体今考えられますものは、主食だとかあるいは特別のものは自由化はしばらく手をつけませんから、今考えられるものだけでも、二年、二年の間に実施しそうとする原棉、原毛ということをございます。その他あるいは砂糖だとか、あるいは石炭だとか、あるいは石油だとか、こういふものについてまだ自由化の具体的構想は持つてゐるわけではございません。従来、一部におきまして、政府は三年以内に自由化を非常に進めていくという話が伝わり、ついぶん動搖を与えていたりに見受けますが、たゞいま申し上げるやうに、各品種、あるいはまた各業態、その実態を十分見きわめた上で、この自由化を進めていく。それには、やはり目標を示さなければいけないということで、今日政府はその一部自由化のスケジュールを発表している。しかし、まだ総体的なものは

○野瀬勝君　ただいま大臣から大体の
お話をあつたのですが、その程度の話
は大体雑誌にも新聞にも出ておりま
すし、また私の聞く質問の範囲も、実の
ことをいふと、私も専門家じゃありませ
んから、学者、産業人の意見である
とか、あるいはそれに関係した書物で
あるとかといふものによってのみ知識
を得てゐるだけでござりますから、熱
い質問の範囲も抽象的になると思うの
でございます。しかし、実際に大小の
業界が心配していることは事実でござ
りて、今政府としてはさような慎重な態
度をとっていると言いますけれども、
最近二十六社が増資をいたしまして、
百数十億の増資をやつたわけでござ
りますね。これは貿易及び為替の自由化
の一つの現われだと思います。こ
に小企業などは激しく警戒みであ
りし、同時に、増資したというような巨
大な会社は、やはり系列でなければ、
もうこの貿易なり為替の自由化に対
していくことはできないと極論し、非常
に系列の整備をしてくるわけです。
うした動きに対しても、通産大臣か
お伺いするのが至当でございますけれど
ども、とにかく一切承知の佐藤大臣が
臣でござりますから、その間の事情を明
らかにしてもらいたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君)　中小企
業大企業との系列化という問題でござ
ますが、これはしばしば言われるこ

ものが大企業に競争する形の場合に、いわゆる系列化が行なわれがちだし、あるいは系列化といかないまでも、提携化が行なわれる。また、中小企業はそれだけで独立してみずから地歩を持つてゐるものもござりますから、そういうものはみずから力を拡大していく。いつまでも中小企業の地位にとどまらないで、さらに事業を拡大していく、こういうことだらうと思うのであります。私は、この系列化自身を持て、やはり系列あるいは提携化ということが、大資本と中小企業の間で自主的に自然にきまるものがあるだらう、また比較的独立してやれる立場で今後中小企業が大をなすというものもあるじゃないか。

○野満勝君 この点は、大臣、十分留意しておかないと、問題が相当起ること思うのです。今言つたことは片りんですが、実際小さい企業はおびえているわけなんです。それで、金融関係の方におきましても、この為替の自由化、貿易の自由化がどういろいろ出てくるかというようなことで、非常に警戒しきみで、むしろ金融は梗塞の状態です。巨大産業の方は、態勢がどんどん進められるのに容易であるし、また円滑に融資も行なわれておるようござります。そういう事情を十分調査され、今日中小企業が不安がついている点について政府は親切にPRし、手を打つていただきぬと、問題になると思ふ。

特に、政府は経済の成長率を讃嘆したり、また所得倍増論を盛んにうたつておるわけですね。しかし、経済の成長は、低労働賃金と低農産物価格、それに技術導入、それらの条件が、経済成長の大きな理由となつていると思うのです。この点は学者も同じようなことを言つております。私もそう思つております。にかかわらず、今のよくなつてことで、たとえば産業構造上にあるいざなは生産上の障害を起こすとすれば、これは大臣の構想も、自民党的政府の構想も、崩壊すると思うのでございます。こういふような点について、経済成長率との見合いの点に対応する展望ですね、これをお伺いしておきたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 経済成長、これは過去の成長の経過を見ましても、十年をとつて見れば、その間に非常に成長したと、こういうことは言えます。

ます。しかし、年によりまして、あるいは停滞の時期もあります。ちょうどそれと同じじように、一年を通じて見ましても、毎月同じじように、同じテンポで上昇ばかりをたどるということにはなかなかいかないものだと思います。ことに、金融のお話が出来ましたが、金融などは月々の状況がだいぶ変わつて参ります。最近中小企業その他が金融が非常に詰まつたという話を聞きますが、これは特に私たちが予想した以上に最近揚げ超になつております。従いまして、資金の不足の面がそういうところにも出てきておるということがござります。しかし、年間を通じて見ますと、まず私どもが計画を立てました線には大体持つていただきたい、かよりに実は確信を持つておるわけであります。しかし月々によつてそれぞれの変動のこと、これは一応御了承いただかなければならぬと思います。

また、過去の成長率が相当高かつたと申しましても、今後は、だんだん経済が成熟して参りますれば、過去のような高い成長水準が維持できるかどうか、これは相当疑問のあることあります。そういう意味で新しいものを絶えず工夫していくないと、高い成長率を維持していくことはなかなか困難であります。非常に経済が進んで参つております。たとえば、アメリカ力であるとか、あるいはイギリスであるとか、こういうところの経済の成長率の伸びの低いのは、もうだいぶ申し上げるような点にある。いわゆる経済が相当成長して参りますと、それ以後の成長率は鈍化するということは、これは普通に考えられることであります。

でありますから、今後のいわゆる所得倍増計画といふものを考えて参ります場合に、わが国の産業の特殊性も十分考えていかなければならぬ。ただいま御指摘になりますように、新しい技術の導入がいわゆる産業の拡大に非常に役立った、こういうことを御指摘になりましたが、その通りだと思います。今後もおそらく新しい技術の導入が行なわれるであります。あるいはまた、産業構造自身についても工夫したり、ある程度変わつていかなければなりません。わが国は人口構造などを比較してみると、いわゆる先進工業国といふものの人口分布状況と、いわゆる農業のところでは、非常に人口分布が違つておるわけですから、どうぞさります。そういうような点が、今後のいわゆる所得倍増計画を進めていく場合の一つのポイントになるのではないか。農業の場合だと、今農林大臣が見えておりますから、おそらくお話しになるだらうと思いますが、時間と土地に限られているとすれば、これに多数の人がついてきておりまして、そして個人当たりの収入が今までこれが倍増するということは、なかなかできないことだらうと思います。あるいはまた、石炭産業なら石炭産業といふものを、現在あるがままの姿で十一年間に所得を倍増する、これなども考えられないことがあります。私どもも今まで倍増するというわけのものではない。これは一つ御了承いただきたいと思います。そういう意味では新しい産

業構造といふものも考えなければならぬでしようし、あるいは労働力の分配についても、やはり十分考えなければならないねだらうと思つております。

ただ、先ほど来低賃金ということを一言言われましたが、私は今、日本の賃金が十分だとか、こういう意味で申すわけではございませんが、賃金を比較することは非常に困難だということを一応指摘だけいたしておきたいと思います。同じ自由主義經濟国でも、この賃金だけを比べることは非常に困難だ。ましてや、經濟遂行の基本的な考え方方が違つたり、あるいは政治形態が違つたりしているところの国との賃金の比較は非常に困難だ。これはむずかしいことだなどということを申し上げて、ただいまの低賃金といふものについて、どういうお考えなのかわかりませぬが、私は直ちに何でも低賃金とさめでかかるところには、必ずしも私は賃金しかねるということだけ保留させておいていただきます。

○野瀬勝君 時間の点もありますので、お答えの端を取つて、それに対しても質疑の論戦をしようとは思いませんけれども、ガットの国際會議においても、各國代表から日本の低賃金に対しては異口同音に主張されておりました。この点、一々数字でもつて論戦をしませんけれども、政府も十分反省してかかるべきだと思います。あとで時間があれば質疑することにいたします。

そこで、お伺いをしておきたいのは、特にわが国の経済の方向といふものが、過剰投資と二重投資、すなわち設備投資のこれらの形をとつておりまつす。これは今後の貿易の自由化の際に

○國務大臣佐藤榮作君　ただいまのは、設備投資の面についてのお話がかなります。この自由化で一番心配しながら一つお伺いいたしたい。
は、どういう方向へ投資方針をやるうとするのでござりますか、この際、大臣の、競争の激化であります。過当競争思ひます。この自由化で一番心配しなければならないのは、たゞいま御指摘になりますよらな自由な立場になつておられます。従いまして、業界に対する自由的な調整を強く要望いたしておりますが、これはなかなか自主的な調整といふものにも限度がありまして、なかなかほどよいところではとまらないのではないかと思います。もちろん、競争のあることが経済の拡大には役立つておりますが、たゞいま申し上げるのは適正な競争でなくして、不当競争あるいは過当競争、これはどうしても排除していくかなければならない。そういうことは考慮して参りますと、設備の投資が過大になるとか、あるいは設備投資の競争が起こるというふうな場合に、最終的には金融でそういうものについても十分の検討をするということを考えて参ります。設備投資が過大になるとか、あるいは設備投資の競争が起こるといふ場合に、最終的には金融でそういうものになりますから、これもやはり自主的にうまくかない。やはり中央銀行を通じての金融のあり方、それを絶えず監視をして、そうしてむだなことのないようになりますから、これもやはり自主的に、過当競争に陥らないようになりますが、どうぞお聞きいたしたい。

○野溝勝君 その指導していく用意が大事であるし、またそれの具体的な裏づけがなければ、先ほど大臣のお話になつた程度では不安だと思うのですが、それについて政府では有識者を網羅した総合政策委員会ですか、研究会を作つたわけですね。貿易自由化、為替自由化について、委員会の有力なメンバーの意見として答申をされたわけですね。それは四年間に大体貿易・為替の自由化を完成するようにといら方向を出されたわけです。しかるに、政府の経済企画庁では、三ヵ年計画の案を提出されているのですが、政府の策定した委員会の諸君は非常に不安であり輕率であるということを言つておるのでござりますけれども、きょうは経済企画庁長官がお見えにならぬから、大臣から承つておくのでございますが、その間の事情、並びに自信のほどを一つお伺いいたします。

に、内容といたしましては、農林大臣
におられます。主食はやらない
とか、あるいは酪農製品はやらないと
か、あるいは石炭、石油、あるいは砂
糖などはやらない、また為替においても円
為替の導入などはまだ当分やるの
じゃない、かのように実は申しておるよ
うな程度でございます。ところが、今
はまた、為替の面におきまして、も
う極端な、何らの制限のない完全自由化
を計画するものであります。民間の方
がよほど進んでおります。政府が申して
おりましたのは、今日の状態にお
いてまず自由化いたしまして大して影響
を与えるなくて、非常な基本的な準備
をしなくて済まざるだらうとい
うのを、今政府は取り上げておる。そ
れで、一段、こういう自由化をな
すしでやるといたましても、まず手
初めにどの程度やれるのかを一応考
えておかないといかぬというところ
で、まず三年間でやれるくらいのもの
を一応計画してみようということを審
議は申しておるのであります。民間のい
わゆる四年と、政府が三年と言つてお
るものとは、もう全然内容なりもの
考え方が違つておる。従いまして、私
どもは民間の方々が知恵をしぼられな
がら見ると、あの民間が計画されるよ
うな自由化は、私どもは、三年ではメ
ちゃんのこと、四年でも私どもはでき
るとはまだ考えられない。そういうふ
うに中身に非常に相違があります。

この点が非常な誤解を受けて、政府は、民間がこれを四年でやろうといふものを、三年でやろうといふ。大へんに心配だということを言われておりましたが、内容が全然違つております。あれほど突き進んだ自由化は、まだ政府のだけ一人も考えておらないというこの、三年の考え方は非常に心配だとう、この批評が当たらぬことを指摘いたしたいと思います。

は、せつかく大蔵大臣が今まで努力をしてきた日本経済といふものが、あぶなつかしくなるのですね。そういうよろこな点については、私は答弁は要りません。要りませんが、これは大臣、議会答弁だけでなくて、真剣に考えなければならぬと思うのです。学者の意見なども、これはただ学者だということだけではなくて、アメリカから何か押さえつけられた一つの経済政策だというようなことも言られておるのでそれどころか、この点は今のような点を心配しておるのじやないかと思うのです。そういうような点について真剣に考えていただきたい。

さらに、中共等隣国の貿易もてきていないときには、貿易の自由化といいましても、為替の自由化といつても、むずかしい。イギリスあたりは中共、ソ連、日本に対しても特別扱いをしておられるわけですからね。先般、私は東南アジアから蒙州、ニードルジーランドに行つたときにも、オーストラリアでさえも日本品に対してはやっぱり特別扱いをしておるわけです。こういうときには、ガットの会合において自由化の意見が出たから、自由化をしなければならぬといふのは国際世論だということで、抽象的に受けたて、うつかりした結果はどういうことになるかということを、非常に察しておるものであります。その点に対して、先ほど来大臣はそういうことのないようには慎重にその対策を立ててあると、こういうのですが、それにいたしましては、今国会に關稅政策においても關稅暫定措置法案、それから定率法の一部改正案が提出されているのでございますが、この程度では国際的な經濟措置としては

問題にならぬのでござりますが、その対応策について考えておつたら、この際大臣よりお話を頗りたいと思うのです。

○國務大臣（佐藤榮作君） 今、野溝委員から御指摘のありましたことは、私どももいろいろ心配でござりますから、十分対策を考えるつもりであります。たとえば、今のドルの流出というような点について、為替の自由化をしたらそういう結果になるのじゃないか。——ただいまのところ申しますと、そういう心配がもちろんあります。そういう意味で、為替の自由化にいたしましても、まず取り上げますものは経営取引の自由化であります。いわゆる資本導入についての自由化は、二の次三の次といいますか、これは最終的でなければできないことであります。ただいままで相当、大蔵省も中心になって為替の自由化の方向で努力をした。海外の旅行者の持ち出しのドルをふやしたとか、あるいは海外送金の範囲をふやしたとか、あるいは両社持ち高の集中制を整えたとか、あるいはドル計算の指定両社の数をふやしたとか、もちろんやつていることはございますが、とにかくドルの持ち出しを緩和したと申しましても、在米三十ドルだったものを今度ようやく三十五ドルにした、これなどは自慢のできる程度じやございません。それほど実は慎重にいたしております。従いまして、資本導入ということになれば、特に私どもは注意しなければならないということでありまして、いわゆる経常の取引の面においての措置を順次拡大していく。最近輸出輸入のユーチュンクをさらに活用できるようにした

らどうか。ただいま申し上げるよう
な点がまだまだ軽微なもので、今よう
やくそういうものも、今までとめてい
たものも緩和の方向に向かつたと
程度であります。

従いまして、この自由化におけるテ
ンポというものは非常に、私どもの考
えているのはのろいのであります。と
ころが、自由化が叫ばれますと、非常
な急テンポで自由化の方向に行くので
はないか、その結果はこういう心配
がある、これはますいじやないかと
いうお話を、しばしば聞くのであります
が、私どもは慎重だというのは、自
由化のテンポはできるだけゆうゆう
と——とは申しませんが、一部で考え
られるような早いテンポでないといろ
うことだけを、一つ御理解をいただきた
いのであります。

同時にまた、関税の問題につきまし
ては、この国会に出して御審議をいた
だいております、もので関税政策が十分
でないことは、これはもう百も承知で
あります。これはただ単に、いわゆる
暫定的な、ほんとうに暫定的な措置を
今御審議をいただいておるのであります。
私どもは、この機会に関税率につ
いても全面的に、また関税品目につい
ても全面的にこれを改正するつもりで
おりまして、関税率委員会の委員を充
実し、ここに常任委員制度を設けて、
そうして全面的な改正にただいま着手
したばかりであります。これを次の国
会におきましては全部の御審議をいた
だくよう、ぜひともしたいと思いま
す。そういう状況でございます。その
際には、先ほど来御指摘になりますよ
うな、いわゆる保護関税を作るのでは
自由化の目的を達しないことになります。

講すべきである、こういう考え方をいたしておるわけです。ですから、恒久対策、また応急対策と相待つて、大豆の問題を解決していく、こういう考え方であります。

○野瀬勝君 そうすると、麻田君
君、八割から外国に依存しておるのだから
から、国産を奨励したところで、とて
もそれは一年や十年には解決はできな
い。そうすると、とりあえず恒久対策
と応急対策という所見なんですが、そ

されはけつこうなんですが、その場合で
すよ、今の大豆輸入に対しましては、
結局割当をしないということになれば、一応これは大蔵省、通産省との関
係もあることございますが、今後國
大豆についてはA.A制にしていくの
か、その点を一つ今の考え方を、どちら
の大臣でもよろしくござりますか
ら、お答えを願います。

○國務大臣(福田赳氏君) それは、今
大豆はドル地域以外はA.A制にすでに
なっておるんです。ドル地域だけF.A
制にしておる。これをドル地域につき
ましてもA.A制にしようと、こういふ
考え方です。

○野瀬勝君 その点はわかりました。
そこで、一つお伺いをしたいのです
いますが、先ほど大臣が言われたよ
うに、質の点においても、価格の点にお
いても、問題にならぬという事実で
ね。それを現市場価格で買ひ上げると
いうようなお話なんですが、さ
その場合、今の大豆はどこが一体保管
をしておるのでござりますか。一応荷
持しておるわけでござりますか。

○國務大臣(福田赳氏君) これは全般
連です。

○野瀬勝君 そうすると、金賄連の手持ちというわけなんですが、全販連はこれを農家から買い入れるときの値段はどのくらいでございましたか。

○國務大臣(福田赳氏君) これは時によつて違いますが、大体平均しますと、三千二百円ぐらいになつています。詳細のことは存じませんが、三千二百円がらみ、こういうふうに思つております。

○野瀬勝君 そちらすると、先ほど大臣の御答弁の中には、アメリカ品が、外国品が二千四百円で日本品が三千二百円といふと、大きな格差があるのでございますが、それを一つ日本値で買ふということになりますと、その間、業界との間の調整ということになるのですか、あるいは政府出資ということになるのですか。どういうような一体となるのですか。

○國務大臣(福田赳氏君) つまり、アメリカ大豆は、日本の港渡しの値段が今二千四百円ぐらいであります。それに一割の関税がかかつておりますから、二千六百円内外ということになるわけです。そこで、今輸入を制限しているのですから、必要量が非常に少ないわけですね。その少ない量を国産で補つているというのが現状でござります。従つて、国産品はわずか二十万トンぐらいなものでございますが、これに対する需要度といふものは、不足のものを補うのでございますから、非常に強いわけです。そこで、国産大豆の値段といふものが支持されるということになりましたして、三千二百円あるいは三千三百円というような相場が出てくるわけなんです。それだけ、国産と輸入と両方合わせなければ十分でないよ

うに輸入を制限してしまった現状なんですね。今度は自由化しますと、幾らでも大豆は入ってきます。そうするとことになりますと、今度は国産の大豆が今までの二千六百円という外國の大豆の値段まで下落することになるわけございまして、その下落する、まあかりに一千六百円としますれば、その価格と今まで農家が売つておった三千二百円との差額を政府が補給をしようと、こういう考え方になるわけでございます。全販がかりに買付に今まで通り当たるというようなことでありますれば、全販に対しましてその価格を交付金として渡すというような仕組みをとらうといふ考え方であります。

そのとする目的は、大豆の生産合理化や価格支持のためにこれを使おうという趣旨であったわけです。ところが、その後に、三十二年でございましたの直後に、日本は外貨事情が非常に悪くなりましても、もう自由化なんかやっていらっしゃないということがあつて、取りやめ使われていると、こういうことなんです。

私が先ほど、第一案、第二案、第三案というふうに冒頭に申し上げました
が、第一案の考え方とは、新たに課徴金
関税をとろうという考え方ですが、第
二案として申し上げたのは、ただいま
お話を一關関税に相当する額をこの財
源に使つたらどうだ、しかしそれはも
う使つてありませんから、それに相当
する額を大蔵大臣が物色したらどう
だ、こういうことなんでありまして、
まあ沿革的にいえば、その四十億の一
割といややつは、大豆のために使用す
べかりしものであるけれども、今は一
般財源の中に溶け込んでいる、こうい
う状態になつております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今、農林大
臣が説明した通りであります。問題
は、あの一關関税をかけた際に、大豆
をそのまま自由化しておれば、今日新
しい問題は起ららない。ただいま申し
を取りやめたということをございます
ので、今度は新しいやはりその後の事
情の変化もござります。いわゆる価格
構成の面においては、一応、関税を

とったところで、大臣の眞臣は今度は
でき上がっております。そういう意味
から申しまして、やっぱり新しいもの
を考えざるを得ないのじやないか、こ
ういうことでございます。今、農林大
臣も申しております一案、二案、三案、
そのうちのいずれをとるかということ
を今後十分相談していくといっただい
までの段階でござりますが、この席で、
どの案に賛成だ、どれはいかぬとか、
こういうことを申し上げることだけは
差し控えさせていただきたい。

○野瀬勝君 最後に質問をして、質問
を打ち切りたいと思うのですが、農林
大臣が日本の農村の状態をよく理解さ
れまして、今回の自由化の問題につい
ては真剣に検討されておるというこ
とを聞きまして、ある程度の期待を持つ
ておるのでございますが、この上とも
一つ、期待が満足になるように努めて
もらいたいと思います。特にこの間の
ガットの会議などに来られておる外国
の諸君が、日本農業は保護政策をやつ
ておるとか何とか、農村は保護政策の
温室だとか言つておりますが、あれは
日本のおい立ちをよく知らないのでござ
いまして、実際、大臣が言われるよ
うに、すべての農産物なぞは価格保証
がされておらぬ。生産費所得の補償も
てきておらぬ。労働者でいう最低賃金
ほどにもいかない要求をしておる、これ
れら、まだきまつておらない事情の
もとにおいて、ここで農産物が安いと
か何とかといふことはほとんど当たら
ぬことなのでござります。こんな世論
に政府が動かされて、保護政策をとつ
ておるなどと誇称したら物笑いです。
保護政策じゃないのですよ。あれは德
川時代の遺制である。百姓は生かさず

殺さずというのであって、維持政策といたしましては、大へん私もいうのです。資本家が保護といふ言葉を政府に植え付けておるものだから、政府も眞に受けては、だめだ。よく味わつて下さい。

それですから、特に福田大臣が努力中でございますが、大蔵大臣がちょうどおられる際でござりますから、申し上げておきます。どうか一つ、農産物の価格に対しても所得補償の方式を、満足にまでいかんでも、その線に一つ最大の努力を願いたい。この点について明確なお答えをいただきたい、さら

に最後に申し上げておきたいことは、この大豆もほとんど必要の二割ぐらい御承知のごとくです。政府は最近安易な輸入ばかりに全力をあげてしまつて、一つも資源の開発に力を入れない。こういう点についても、国民生活の必需品でござりますから、ぜひ一つ政府の諸君も真剣に考えて、生産量に對してどういうところに欠陥があるか、どういうところに力を入れなきやならぬかという点をまず考えてもらつて、国内資源の培養と生産増強という点について、予算措置などについても特別な配慮をしてもらいたいと思うのでございます。

以上、二つの点について、むしろ意見が多いのでござりますが、せつかくこの際でござりますから、一つ両大臣に誠意のあるお答えをしてもらつて、私の質問を打ち切りたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) 最近、農家の所得が都市に比べまして若干低位に

なってきたということは、大へん私も心配しております。そこで、先ほどもお話をありましたが、所得倍増計画

といふよろくな日本の経済力を大いに拡大しようという計画の中におきました。これがその総ワクで実行されると、いろいろものが肩を並べて、他のものと一緒に所得の拡大ができる、こういうことが確保される内容を持たなければならぬと、うふうに考えておるのであります。

最近におきまする農家の動向を見ますと、近年、豊作々々とわれておる三十一年から三十四年、昨年までをとつてみますと、大体総生産において農業生産が四・三%くらいふえておるのです。それから、他の鉱工業の方

が發展あるものですから、それに農家の人口が流れていきます。その結果、一二三男を吐き出し、その上にさら

に吐き出しまして、総人口といたしますて一・二%ずつこの期間においては減っております。従つて、農家一戸一戸の所得としてこれを見る場合には、実に五・五%の所得の増加を来たしておるわけなんであります。これが十年

点について、予算措置などについても特別な配慮をしてもらいたいと思うのでございます。

以上、二つの点について、むしろ意見が多いのでござりますが、せつかくこの際でござりますから、一つ両大臣に誠意のあるお答えをしてもらつて、私の質問を打ち切りたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君)

ただいま農林大臣から非常に理解のあるお話をございましたので、野溝委員、御満足だらうと思います。私ども政府といたしましても、また与党といたしましても、農村問題につきましては絶えず特別な関心を払つております。過去におきましたとしても、農林関係の予算等につきましては十分私どもも理解のある点を示したつもりでございますが、今後に

おきましたとしても、与党側の要求も非常に強いのでござります。十分予算編成にあたりましてはただいまの御意見をも含みまして、この上とも努力して参ります。

ついでござります。

○野溝勝君 これは速記の方、訂正していただきたい。私が大臣の答弁に満足したという表現はまことに困るの

で、この点、取り消しておいて下さ

い。大臣が努力するという抽象的な答弁に満足というわけにはいきませんから、大臣の方からどうぞ、記録に残ることでござりますから、一つ取り消していただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君)

その点は、第三の問題は、先ほど農林大臣は、三つの自由化した場合に対する対策を示しましたが、ガットの関係はどうなりますか。御承知のように、ガットと大蔵大臣の方からどうぞ、記録に残ることでござりますから、一つ取り消していただきたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君)

第一の大豆の値段のごとくですが、大豆の値段の推移、これは全くお話を通りでござります。最近は三千百円くらいのところに下落いたしまして、全般連は多量の大豆をかかえて、農家の立場を考えて、今弱つてはいるわけであります。そこで、それはどういう事情で起つてきたかというのことを考えてみますと、油脂メーカーが相当多量の外国の大豆を手持ちをいたしております。

○國務大臣(福田赳夫君)

第一の大豆の値段のごとくですが、大豆の値段の推移、これは全くお話を通りでござります。最近は三千百円くらいのところに下落いたしまして、全般連は多量の大豆をかかえて、農家の立場を考えて、今弱つてはいるわけであります。そこで、それはどういう事情で起つてきたかというのことを考えてみますと、油脂メーカーが相当多量の外国の大豆を手持ちをいたしております。

○國務大臣(福田赳夫君)

第一の大豆の値段のごとくですが、大豆の値段の推移、これは全くお話を通りでござります。最近は三千百円くらいのところに下落いたしまして、全般連は多量の大豆をかかえて、農家の立場を考えて、今弱つてはいるわけであります。そこで、それはどういう事情で起つてきたかというのことを考えてみますと、油脂メーカーが相当多量の外国の大豆を手持ちをいたしております。

○國務大臣(福田赳夫君)

第一の大豆の値段のごとくですが、大豆の値段の推移、これは全くお話を通りでござります。最近は三千百円くらいのところに下落いたしまして、全般連は多量の大豆をかかえて、農家の立場を考えて、今弱つてはいるわけであります。そこで、それはどういう事情で起つてきたかというのことを考えてみますと、油脂メーカーが相当多量の外国の大豆を手持ちをいたしております。

○國務大臣(福田赳夫君)

第一の大豆の値段のごとくですが、大豆の値段の推移、これは全くお話を通りでござります。最近は三千百円くらいのところに下落いたしまして、全般連は多量の大豆をかかえて、農家の立場を考えて、今弱つてはいるわけであります。そこで、それはどういう事情で起つてきたかというのことを考えてみますと、油脂メーカーが相当多量の外国の大豆を手持ちをいたしております。

と思うのです。大豆の自由化の問題は、私は一つは価格を下げる方の影響に響いている面があるかと思うのあります。それはどうせ自由化になるんだから、国産なんか使わぬでも、十月からは多量の豊富低廉の外国産が入ってくるから、もう国産を買うなどいうことになつて、そういうネガティブな影響を及ぼす面があると同時に、逆に自由化になれば国産は三千二百円で維持されるわけでござりまするから、この国産大豆におきましては、その面からは今度ボジティブな影響を持つてくるというふうなことになつてくると思いますが、どうも今の状況とすると、現実の問題として値が下がつてゐる。

そこで、今私どもはどういうことを考へているわけですが、さしあたつて昭和三十五年度上半期の輸入計画、貿易計画を作るその際に、大豆の割当を受けんとするものは、国産大豆の方は三千三百円とか、そういう適切な値段で買つてほしい、こういうことを業界に申し入れております。今その問題で業界との間ですつたもんだといふか、折衝をいたしておる最中であります。国産の大豆が急に値下がりをしておりますが、何とかこれがさよくなとのないようにもう一歩努力をしたいと思っております。

それから、ガットの関係でございまするが、これは当面、日本といたしまず、この外貨事情に心配があるといふことがあります、何とかこれがさよくなのかければならないと思います。もとより、ガットの例外条項いたしまして農産物が適用になるケースが二、三あります、それが採用するまでもなく、十

三億ドルくらいの外貨で今日本は安心できませんから、そういうことがあります。正面に第一位にあげまして交渉に臨もうということかと存する次第であります。

それから、その場合に譲許交換的に向こうに与えるものはどうかという問題でござりますが、これは大蔵省なり通産省なりに広範な物資がありますので、その方でまあたくさんいろいろありますので、何とか練り回していただけます。またそういうようなことで、具体的に何とも申すことができませんけれども、必ず達成できる、こういうよううに考えております。

○國務大臣(佐藤蔵作君)　ただいま、その値段の方は私申し上げられません。ただいまの支持価格で結局国内大豆が困るというのは、支持価格制の当然のことだと思います。だから、一応支持価格以上相当高値になつてゐるというのは、先ほど来農林大臣が説明しているような希少価値といらか、そういう意味でできるのだろうと思ひます。が、支持価格自身が適正であれば、この支持価格で国産大豆が困るといつてあります。

それから、もう一つの再交渉の問題でございますが、当然これが関税率を上げたり、あるいはまた瞬間タックスも同様だと思いますが、再交渉を必要とする。その場合には相手がアメリカとすることになります。大豆についてもそうですし、ただいまのまだラードについても、新しい関税率を設けますれば、やはり再交渉ということになると、思っています。そういう場合に、当方で他のものを下げるということをおこないます

が、アメリカが日本商品に対しても課していきます。そういうもののとの比較検討といいますか、そういうもののとの引き合いにラードの関税引き上げを了承さず、こういうことを考へておられます。当方から行つておりますもので最近問題になつておりますものは、たとえば体温計であるとか、あるいは洋食器とか、そういうようなものの関税を向こうで引き上げているものもございますが、そういうものの一部を承認するというやうな、やはり金額的に十分折衝をする材料はあるように考へております。

が、アメリカが日本商品に対しても課しているものもございます。そういうもののとの比較検討といいますか、そういうものとの引き合いにフレードの関税引き上げを了承され、こういふことを考えておられます。当方がから行っておりますので最近問題になつておりますものは、たとえば体温計であるとか、あるいは洋食器とか、そういうようなものの関税を向こうで引き上げているものもございますが、そういうものの一部を承認するというような、やはり金額的に十分折衝をする材料はあるように考えておられます。

○木村喜八郎君 私はこれで質問は終

われますけれども、今後自由化していく場合に、やはりガットの関係が、簡単になかなか関税だけでこれをカバーできないと思うのです。それから、かなり大豆は保護できても、いろいろ連鎖反応してくる影響がありますね。たとえば大豆油が下がると、菜種油が下がる。菜種の方が問題になる。そういうような連鎖反応的に影響をして参りますから、そういう点については、特に農産物関係、これは非常に重大だと思いますけれども、そういう連鎖反応的な影響についてはどういうふうにお

○國務大臣(福田赳氏君) 連鎖反応を起こすよなケースもあるわけです。御指摘の、大豆というと、今度は菜種に影響するということありますので、大豆の場合におきましては、菜種につきましても政府がその価格を保証するという措置を講じた上で、その大豆の自由化を実行したい、こういうふうな考え方であります。いずれにいたしましても、農産物の部面において自由

だきますが、これは大きさばにいいま
すと鉱工業の方の問題であつて、農産
物の方の問題ではないといふに私
は考へているわけです。農産物につき
ましてこれを適用するという場合にお
きましては、大豆の場合において申し
上げましたように、十分な措置を講ず
る。これは今よりかよほど今度は大豆
はよくなる。というのは、今のお話の
ように、全販運がかかるえちやつて荷も
たれで困る、値が下がるというような
状態がありますが、今度は政府が適正
な価格で買い上げてしまうというので
すから、いささかの心配もない。自由
化になつて万々歳だということになる
わけであります。心配が起きないよう
に措置いたしたいと思いますので、御
了承のほどをお願いいたします。

○平林剛君 僕は、関税暫定措置法に
関連して、大蔵大臣にお尋ねいたしま
す。

去年大蔵委員会で関税定率法の一部
を改正する法律の一部を改正する法律
案といふ非常に長い法律案の審議のと
きに、私がその法律案の中身に触れて
電子計算機のことをお尋ねしたことを
覚えておられると思います。私は、当
時電子計算機をわが國に輸入をする、
入れてくると、そのときに関税を免除
軽減をするという措置はおかしいじや
ないかといふ議論をしたのであります
す。特にこの電子計算機を入れて非常
に得をする人はだれかといふ言葉を用
いまして、得をするのはこれを使用す
るところの会社で、能率が上がり、あ
るいは事務能率がよくなり簡素化され
て、それらの人人が得をする、会社が得
になる。當時、たまたま揮発油税法が

化自由化というて非常に心配していた
だきますが、これは大きづぱないま
すと鉱工業の方の問題であつて、農産
物の方の問題ではないといふに私
は考えているわけです。農産物につき
ましてこれを適用するという場合にお
きましては、大豆の場合において申し
上げましたように、十分な措置を講ず
る。これは今よりかよほど今度は大豆
はよくなる。というのは、今のお話の
ように、全般運がかかるちやつて荷も
たれで困る、値が下がるというような
状態がありますが、今度は政府が適正
な価格で買ひ上げてしまつというので
すから、いささかの心配もない。自由

化になつて万々歳だということになるわけであります。心配が起きないようよりに措置いたしたいと思ひますので、御了承のほどをお願いいたします。

○平林剛君 僕は、関税暫定措置法に関する、大蔵大臣にお尋ねいたしました。

去年大蔵委員会で関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案といふ非常に長い法律案の審議のときに、私がその法律案の中身に触れて電子計算機のことをお尋ねしたことを覚えておられると思います。私は、当

時電子計算機をわが國に輸入をすると、入れてくると、そのときに関税を免除軽減をするという措置はおかしいぢやないかといふ議論をしたのであります。特にこの電子計算機を入れて非常に得をする人はだれかといふ言葉を用いまして、得をするのはこれを使用するところの会社で、能率が上がり、あるいは事務能率がよくなり簡素化され、それらの人が得をする、会社が得になる。當時、たまたま揮発油税法が

議論されておりまして、揮発油税については、得をするところの関係者が課税をされて、電子計算機の関税においては得をするところの会社が免除をさせたしたのであります。ところが、大臣はこう答えた。いや、それは会社やあるいは法人、銀行などが機械を入れて能率化する、あるいはそのためには業績が上がるということになれば、国にありますけれども、そういう当時の事情についてはつきりできなくて今まで御記憶になつてあるかどうか、それとどううなお答えをなすつたことがありますけれども、そういうことになれば、國務大臣(佐藤榮作君) 应答は心得ております。覚えております。

○平林剛君 そうすると、電子計算機を入れるその会社に免稅を与えるということは、それを受け入れた会社ですね、これらが業績が上がり、そして能率がよくなり、それが日本経済に影響するのだ、電子計算機を入れるのに免稅するということはこういう趣旨である、そら理解してよろしゅうございりますね。

○國務大臣(佐藤榮作君) 大体その通りのように、私思ひます。

○平林剛君 そこで、私は大臣のお答えをその通り去年は理解しておったまでのありますから、その後電子計算機の輸入がどういう会社にあつたかを調べてみたのであります。昭和三十四年四月には四月から十二月までの間に、電子計算機の小型でありますが、日立、日本陶器、住友金屬、日本钢管、三菱重工成、神戸銀行、住友生命、新三菱重

工、関西電力、大阪証券取引所、川鉄、日本航空、旭化成、北海拓銀、中部電力、中型が電源開発、三菱原子力、新三菱、国鉄、東洋工業、松下電器、日本生命、東芝、日本証券金融、山一証券、その後の事情はまだはつきりいたしませんけれども、これらの会社に使用されているということが、政府に調査していただいた資料でわかつたのであります。ところが、私がその後調べて見たところが、これらの会社は所有権を実は持たないのです。去年大蔵大臣と質疑応答したときは、これら使用者が利益を受けて、そちしてそれが国の産業云々ということです、われわれ反対をしたけれども法律が通つたと記憶しておりますが、ただいまあげた使用している会社に、輸入された電子計算機、免税された電子計算機の所有権がない、こういうことがあります。これは一体どういうことですか、大蔵大臣はこれを御存じですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま言われるように、これは貸貸ししている

といふことになつております。そこで、われわれ反対をしたけれども法律が通つたと記憶しておりますが、ただいまあげた使用している会社に、輸入された電子計算機、免税された電子計算機の所有権がない、こういうことがあります。これは一体どういうことですか、大蔵大臣はこれを御存じですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま言わ

れるように、これは貸貸ししている

といふことになつております。

○平林剛君 貸貸ししているといふことになつたのであります。ところが、私が

御存じですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま言

われるように、これは貸貸ししている

といふことになつております。

○平林剛君 貸貸ししているといふこと

になつたのであります。ところが、私が

御存じですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま言

われるように、これは貸貸ししている

といふことになつております。

○平林剛君 私の調べたところでは、

I B M の会社は、これは所有権を譲渡

していないのですよ。そして、ただ

それを貸しているだけなんです。そ

うして、この貸すことの商売をやつて

いる、電子計算機を各会社や政府機関

に貸して利益を受けているところの会

社に免稅を与えたという結果になつて

いるのですよ。法律の趣旨と違うの

じゃないですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) I B M の場

合ですね、これは貸している。——そ

の通りなんですが、I B M から機械を

借りますと、借りたときに免稅がかか

る。だから、I B M の所有に借りま

る。だから、I B M から私が借りま

る。だから、I B M を持つている

だけでは免稅のかけようがないとい

うことです。

○平林剛君 関税法の第六条には、納

税義務者といふ条項がある。第六条を

読み上げます。「関税は、この法律又

は関税定率法に別段の規定がある場合

に貸しをやつしている会社にみんな行って

いるといふことになるのですね。そ

うして、特定のレミントン・ユニヴァク株式会社とか、それからI B M の会社が

免稅措置を受けているといふことに

なつて、あの当時の趣旨とすいぶんかけ離れているようと思うのですけれども、いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) これは関税

をかけるといたしますれば、I B M か

ら借りている会社に関税がかかるので

す。I B M ではございません。また、

レミントン・ユニヴァクの会社がして

いるのですよ。これらの人々が免稅を受

けているのですよ。今あなたは借りた

ときに関税を払うようになつていると

言うけれども、どういう手続でそんな

便法になつておるのであります。法律で

は、私は、納稅義務者が、輸入申告を

した者が税金の恩典を受けると、こう

言はれていて、どういう手續でそんな

便法になつておるのであります。法律で

のかと言いたくなるわけですね。これ
はどうですか。

トニ・ユニアの会社が契約者

とです。しかし、もちろんそこは競争

○平林剛君　全く理解がいかないので

○平林剛君 私は今度はね返つてくる

はどうですか。
○國務大臣（佐藤栄作君） あまり事情

るときに、安くしていいなれば、あるいは安くするという保証がしっかりと

あるところでございますから、私どもはこれで適正だと考えても、相手方は

すよ。あなたのお願ではござりません。
と、あなたまだよく全般をのみ込んで

ではないのですよ。過去、ちょっとお

係から説明さしてありますといつも思います。が、御承知のように、IBMは貸すことを大体業いたしておられますから、賃貸料というものは、換算の問題はあると思いますが、一応賃貸料金がきまりますように、日本に入ってくる場合に、特別に高い賃貸料金で出すわけではなくて、どこの国にも提供している賃料を払っているということで、これはまあ先ほどの説明で御了解がいたなれるのじゃないかと思います。

ところで、今回電子計算機につきましては、国産も一部できるようになりますので、もう国産ができるようになれば外国から入ってくるものに特別な便宜をはかる筋はない」と、かように実は考えまして、今回電子計算機についても国産できる範囲のものについて課税をすると、こういう建前に、本題に帰るよろしく御審議をいただいておるわけでございます。で、ただいま申上げまする点は、一応いわゆる賃貸料といふものが一つのマーケット・プライスにあるから、それを基準にしてやっているということで御了承いただきたいと思います。

○平林剛君 免税をすれば賃貸料がそれだけ安くなるといらっかりした保証があれば、私は、国民経済的な立場から見て、年間八億とかあるいは何億に相当する税を免除するということに、そり議論しようと思つていなんんだよ。ところが、IBMあるいはレミー

いろいろになるわけです。不当な免税の恩典を与えるということになるわけですね。私は國税を取りなさいといふんですよ、商売をやっているんだから。その國税を免除するといふのが、國の産業とか一般に好影響を与え、あるいは能率が向上し、そらして影響がいいというならば、これは話は別ですよ。そういう貸貸しをしている会社に利潤を多くさせるというだけなら、上へ上げなさいと、こう言うんですよ。なんですか。今、國產できるとかできないとかとおっしゃつたけれども、現在日本が借りざるを得ない。借りるよろくなつてているのは、國產ができないから借りているんですよ。しかし、現実は、保証がない限りは、特定の会社に利益を与える。何億円といふんですよ。そんなばかなことはないじゃないかと、いうんです。

を上下する自由は持つておるだらうと
思います。だから、そういう点ではな
かなか割り切れないかと思います。
で、もう一つは、やはり閑税を課す
という場合には、その直接使用する会
社の利益と、いろいろなことがあります。
国内にある同種産業にどういう影響が
あるかということです。同じ
ようなものが日本でできる場合に、日
本の方ではまだ十分成長しておらない
からなかなかコストが高い、こういう
ような場合もあるだらうと思います。
そういう場合には、やはり外国の品物
の方がよくて値段が安くちゃ困る。わ
が国産農業成の意味において、これに
関税をかけることはあり得る。まあ先
ほど来、農業生産物についていろんな
議論が出ておりましたが、ちょうどそ
れと同じようなものが工業部門でもあ
るわけでござります。まあこれから育
成強化していくという産業に影響を与
えないような、やはり閑税でそれを保
護していくことも考えられる。
ことに今回のこの電子計算機の場合など
らば、普通の閑税率をとることでこれが
いますから、さぞかし国内産業の育成のた
めに閑税率を強化するといふものじゃ
ないので、普通の状態に返るということと
でござりますが、ただいま申すように、
一部も、国産ができるよしなら、そく
いう面ははずしていく。だから、閑税
を課するのに二つの面があるといふ点
を御了承いただけますと、今回の措置
についても御理解がいただけるのでは
ないかと、こういふふうに考えます。

税をしているんですよ。電子計算機を免
たが問答したような理由で免税をして
おると思つたら、そりやない。そろ
じゃないですよ。特定の会社が免税の
恩典を、去年の予算でいえば八億円、
ことしはまあ幾らになるかわからませ
んけれども、恩典を受けることにな
る。その会社は恩典を受けても、それが
あれば、議論はしないのです。ところ
が、安くなつていいじやないかと
と、また安くするといふ保証はない
じやないかと、こんなところに何で免
税をするのか、これを言つてはいるので
す。

○政府委員(木村秀弘君) 確かに安く
するといふ保証はございません。しか
しレミントンとIBMとお互いに競争
をして進出をしてきておりますので、
勝手に価格を構成すると、自分のとこ
ろだけ高い価格を維持するといふわけ
には参りません。従つて、賃貸料は幾
らといふことにきまつております。こ
れは日本へ出す場合幾ら、たとえばイ
ギリスへ出す場合に幾ら、ドイツへ出
す場合に幾らといふようにきまつてお
ります。今まで免稅をしておりまし
たので、結局、その裸の値段で賃貸をい
たしておられます。今度一部閑稅を復活
いたしますと、その閑稅がかかる額だ
け賃貸料が上がるということになるわ
けでございます。

○政府委員(木村秀弘君) これはやうつと議論からはされるかもしませんが、実は経団連その他のいわゆるユーナーの代表団体からも、あるいはまた日立、日本電気等、メーカーの団体からも、もう一年免税をしてくれという要求があるわけでございまして、まあこういう点から考へましても、この免税の利益はユーナーに結局落ちつくもんだといふふうにわれわれは考えております。

○平林剛君 使用者に恩典があるかどうかといふのを証明して下さいといふのですよ。証明できるものはないですよ。そうすれば、貸貸しをして、そろしてそれを商売をしている会社だけに免税をしているだけのものではないか、過去においてそういうことになつてゐるのではないかということを言つてゐるのであります。

○政府委員(木村秀弘君) これはレミントンなり、IBM——レミントンは売買価格、IBMは賃貸料が、いわゆる品物の定額表みたいなものが出ております。それは今申し上げたような裸値段でございまして、閑税がかかる場合はその額だけプラスをして貸す、あるいは売るということになつておりますので、今までのところは免税をいたしておりましたから、裸値段で契約ができる。しかし、今後一部復活すればその分だけ高い値段で契約が成立する、こういう状態になるわけござります。

○平林剛君 だけれども、事實として
は、このレミントンとIBM、そのほ
かに会社もありますけれども、二、三
あるけれども、そういう会社に恩典を
与えてきたという結果になるのじやな
いか。形はそうでしよう。免稅をする
という措置が、そういう会社に恩典を
与えた結果になつていてるんじやない
か。こんなことは事実上あたりまえの
ことです。

○政府委員(木村秀弘君) 確かにおつ
しやる通り、関稅を免除することに
よつて、その品物がやはりアメリカの
会社からいえば、輸出されやすくなる
という点は、恩典を与えているといふ
ことは言えると思います。しかし、こ
れを使います利用者の側から申します
と、それだけ安く利用できるといふこと
で、經濟的にも利益は当然利用者に
及んでいるということが言えるかと思
います。

○平林剛君 そんなら、關稅暫定措置
法の第二条を一つ読んで下さい。いい
ですか。關稅暫定措置法の第二条には、
「國民經濟の健全な發展に資するため
設備の緊急な近代化を必要とする事
業」、この事業に対し免税するので
すよ。重要機械類の免税は、「又は特
に育成を必要とする事業」、この事業
で使用される機械対して免税をする
のですよ。IBMとか、レミントン、
ユニヴァークという会社は、このうちに入
るのですか。「特に育成を必要とす
る事業」という中に入るといふなら、
これはまた理論は別ですよ。入りはし
ない。そういう会社が所有權を持つて
入れている機械に免税をするといふの
は、法律が違っているのじやないか。

○政府委員(木村秀弘君) 少少誤解があるのじやないかと思ひますが、今の電子計算機等の免除は、第二条のいわゆる重要機械の免稅の条項ではございませんので、第八条の規定によりまして、この別表第一に特掲をいたしまして、そうして一部免除をいたすということに相なつておりますので、第二条は一般の重要機械でございまして、産業用、生産用に使われる機械類のこととを規定しているわけでございます。

○平林剛君 これは私は第二条だと聞いて、いましたが、第八条にいたしましてもですね、どうも私割り切れないのですね。割り切れない。考え方においては、やはり不当な免稅だと思います。そこで、このレミントンとIBMの会社の構成を一つ明らかにしていただきたいと思うのであります。会社のメンバー。

○政府委員(木村秀弘君) この会社の構成といいますと、何か重役の名前とかそういうことでござりますか。

○平林剛君 課長とか取締役。

○政府委員(木村秀弘君) ちょっと今資料ございませんので、アメリカの法人でございますので、あとで調べてからお答えいたしたいと思います。

○平林剛君 大体、このIBMの会社のメンバーを見ると、取締役会長が水品浩、社長が鈴木信治、常務総務部長が矢向音久、常務、すべて日本人ですね。それでおまえあなた方が知ると知らないうだから、経歴その他調べていただきたいのです。非常に難問なんですよ。これはまああなた方が知ると知らないミントンの会社、ほとんど東京支社と

機を免稅にしておいて、政府の賃貸料は安くなっているかと、安くなつてない。だから、こういうことを言うのですよ。せっかく免稅をして、この恩典が各会社にあるということを言うならば、政府みずから契約なさつて、いるやつは、おととよりも安くならなければならなかつたのですね。三十四年度において、どうせ免稅措置を寺えたんだから、三十三年度よりも契約が安くならないかと、うそだ。ところが、安くならない。これは機械を使用する度数とか回数によつて明確にはならないかもしませんが、そういう特にまたといふ契約にもなつてないし、そういう判定もできないということになれば、何のための免稅ぞやと、こういうことに相なつたわけです。

そればかりか、今国鉄がことし IBM の機械で七〇四型といふ機械を入れるわけです。その機械は自分の所有権でないにかかわらず、国鉄の本省の側にそれを入れる箱を作るわけです。箱といふか部屋をですね。それは国の予算が使われておるんです。その自分の所有でないものを入れておく、その入れる場所についてはこれは国鉄が経費を負担する。そればかりでなく、今度は、先ほど申し上げた總理府、これは今度は國勢調査をやるというので、その電子計算機を入れるわけですが、その電子計算機を入れるための部屋を作るためにことしの予算を見るといふと、九千八百四十二万三千円といふ五型というのは、一台で六億五千万円

ですよ、全部貰え。ところが、それを借りるために年間の使用料を總理府では二千五百万円、それからそこに九千八百四十二万三千円の部屋を作るのです。一億なんぼでしょう。これはことしあとだけ。これは入れる小屋はことしあとくらい相当もうかつておるんです。よ、I B M という会社は。それで、私はこれらについても、國民の税金の中から、統計局の電子計算機の新營費一億円近い金を出して、そしてなおこの契約を……。すいぶんおかしいんじやないかと思うんですが、大蔵大臣、この問題についても御検討なさっていただきたいと思います。いかがですか。

ない状態であるということでありませ
す。
私ども、こういふものはできるだけ
早く國産化できまして、國の產業でこ
ういう設備ができるよう持ち上げた
いものだと、さように考えます。そ
ういう意味で、今回とりまして一部免稅
措置を原則に返して、國稅をとるとい
う措置をとつておる。これは適當な措
置ではないかと思います。
ただいままでのところ、まだ大型に
つきましては國產の見込みがない。あ
るいは中型、小型にいたしましても、
部品等の整備についてはまだ十分の自
信がないという状況でござりますの
で、その範囲においては免稅を続けて
いくという考え方でござります。

| 区 分 | 種 目 | 数 | 建 物 | | |
|---|---------|-----|---------|---------|------------------|
| | | | 住 宅 | 建 | 延坪 二二七 四一〇 |
| 工作物 | 工 作 物 | 池 井 | 電 力 線 路 | 照 明 装 置 | 一 |
| | 昇 降 機 | 一 | | | |
| | 雜 工 作 物 | | | | |
| | 小 計 | | | | |
| | 計 | | | | |
| 三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。 | | | | | |
| 一、福岡県小倉市所在の旧小倉陸軍造兵しよう利用計画に関する請願(第一〇三三号) | | | | | |
| 一、九州地方開発公庫設置に関する請願(第一〇三四号) | | | | | |
| 一、酒税の一部を酒害対策費とするの請願(第一〇六八号)(第一二六二号)(第一三〇四号) | | | | | |
| 一、登録税法第十九条第三号改正に関する請願(第一二五一号) | | | | | |

| 國有財産法第十三條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 | |
|---------------------------------|---------|
| 國有財産法第十三條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 | |
| 量 | 予 定 價 格 |
| 坪 | 円 |
| 個 | 個 |
| 個 | 個 |
| 坪 | 坪 |
| 一〇五、一三〇、〇〇〇 | 新築 |
| 三、五〇〇、〇〇〇 | 新築 |
| 五、六〇〇、〇〇〇 | 新設 |
| 四、一一〇、〇〇〇 | |
| 七、七〇〇、〇〇〇 | |
| 一一三、七一三、〇〇〇 | |
| 四四、七二三、〇〇〇 | |
| 一四九、八五三、〇〇〇 | |

| 工事名称 | 備 | 考 |
|--|---|--------|
| 一 所在地 東京都千代田区一番 二 口座名 皇居 三 取得財産の区分、種目、数量及 び価格 | | |
| 事務居内吹上 新宮 | 鉄筋コンクリート造屋根 銅板葺 | さく井新設 |
| | 室内電氣設備、外灯等 空氣調和設備、給湯、瓦 斯、換氣設備、衛生器具 取扱等 | ケーブル設備 |

